

別記様式第5の1(第26条関係)

地域活性化総合特別区域指定申請書

産振第252号
平成23年9月28日

内閣総理大臣 野田佳彦 殿

岡山県知事 石井正弘

総合特別区域法第31条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域について指定を申請します。

◇指定を申請する地域活性化総合特別区域の名称

ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区

(1) 指定申請に係る区域の範囲

i) 総合特区として見込む区域の範囲

【陸上部】

ア 倉敷市の下記地区の内、都市計画法の規定により工業地域、工業専用地域、臨港地区に指定されている区域

記

水島川崎通一丁目、水島西通一丁目、水島西通二丁目、水島中通一丁目、水島中通二丁目、水島中通三丁目、水島中通四丁目、水島福崎町、水島海岸通一丁目、水島海岸通二丁目、水島海岸通三丁目、水島海岸通四丁目、水島海岸通五丁目、松江一丁目、松江二丁目、松江三丁目、松江四丁目、南畠一丁目、南畠二丁目、南畠三丁目、南畠四丁目、南畠五丁目、南畠六丁目、南畠七丁目、中畠一丁目、潮通一丁目、潮通二丁目、潮通三丁目、児島宇野津、児島塩生、玉島乙島

イ 工場立地法運用例規 1－2－1－3 の規定によりアの区域内の事業所と一の団地と見なされる事業所の区域

ウ 上記ア及びイに隣接する次の埋立区域

[玉島ハーバーアイランド内]

①平成 21 年 12 月 7 日付け岡山県指令告示港第 6 号の免許にかかる埋立区域（水深 12m 岸壁の背後箇所）

・倉敷市玉島乙島字新湊 8262 番 1 及び 8262 番 12 地先

②平成 21 年 12 月 7 日付け岡山県指令港第 7 号の承認にかかる埋立区域（水深 12m 岸壁）

・倉敷市玉島乙島字新湊 8262 番 5 及び 8262 番 13 地先

③平成 20 年 4 月 11 日付け岡山県指令港第 1 号の免許にかかる埋立区域（沖出し部分）

・倉敷市玉島乙島字新湊 8262 番 1、同 5、8263 番 1、同 15、同 16、8264 番 1、同 9 地先

④昭和 61 年 12 月 19 日付け岡山県指令港 424 号の免許にかかる埋立区域のうち 2-2-2-2-2 工区（3 工区）

・倉敷市玉島乙島字新湊 8255 番 10、8255 番 12、8262 番 1、同 5, 同 18、8263 番 16、8264 番 12 地先

[新高梁川橋梁 玉島側]

⑤平成 22 年 10 月 27 日付け岡山県指令港第 13 号の承認にかかる埋立区域

・倉敷市玉島乙島字新湊 8230 番地 19 地先

[JFE 南側廃棄物埋立地]

⑥平成 18 年 11 月 21 日付け岡山県指令港第 13 号の免許にかかる埋立区域

・倉敷市水島川崎通一丁目 14 番 1 及び 17 番地先

【道路部】

エ 倉敷市水島川崎通一丁目 4-1 (J F E 北門交差点) から国道 430 号、都市計画道路三田五軒屋海岸通線、同岡崎東塚線、同岡新開押山線、市道堀貫線、臨港道路を経由して倉敷市玉島乙島（玉島外貿 1 号埠頭岸壁）に至る道路（臨港道路水島玉島地区機能連携幹線を含む）

オ 倉敷市水島川崎通一丁目 4-1 (J F E 北門交差点) から国道 430 号、市道三田五軒屋海岸通 5 号線、同水島西通 6 号線、同北海岸通線を経由して倉敷市水島西通一丁目 1950、1955 に至る道路

カ 倉敷市水島川崎通一丁目 4-1 (J F E 北門交差点) から国道 430 号、市道三田五軒屋海岸通 5 号線、同北海岸通線、臨港道路を経由して倉敷市水島海岸通二丁目 1 番地に至る

道路

- キ 倉敷市水島川崎通一丁目 4-1 (J F E 北門交差点) から国道 430 号、同北畠呼松 2 号線、同南畠 33 号線、同五軒屋玉島線、臨港道路を経由して倉敷市南畠六丁目 12-1 に至る道路
- ク 倉敷市玉島乙島字新湊 8255 番 11 から臨港道路を経由して倉敷市玉島乙島（玉島外貿 1 号埠頭岸壁及び玉島ハーバーアイランド 4 号埠頭岸壁）に至る道路
- ケ 倉敷市水島海岸通一丁目 1 番地、倉敷市水島西通二丁目 1-1、倉敷市水島中通二丁目から市道北海岸通線、同水島西通 8 号線、同三田五軒屋海岸通 5 号線、臨港道路を経由して倉敷市水島海岸通（西公共物揚場）に至る道路

【海上部】

- コ 港湾法における水島港港湾区域

ii) i) 区域のうち、個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域

【陸上部】

- ①ガス事業法の特定供給要件の緩和
- ②電気事業法の特定供給許可要件の緩和
- ③消防法の移送取扱所に係る事業所敷地内部分の配管基準の緩和
- ④エネルギーの使用の合理化に関する法律のエネルギー使用量等報告に係る共同省エネルギー事業の省エネ効果を各企業単位で反映できる制度の導入
- ⑤地球温暖化対策の推進に関する法律の温室効果ガス算定排出量報告に係る連携事業による温室効果ガス算定排出量を各企業単位で反映できる制度の導入
- ⑥石油コンビナート等災害防止法の連携事業を実施する際のレイアウト規制の緩和
- ⑦高圧ガス保安法の認定を受けた企業が行う配管系変更工事の届出制への緩和
- ⑧高圧ガス保安法の保安検査の認定制度に係る高圧ガス製造施設休止届を提出した際の認定取り消しの免除
- ⑨土壤汚染対策法の土地の形質変更に係る土壤調査要件の緩和
- ⑩石油コンビナート等災害防止法のレイアウト規制に関する手続きの地方公共団体への権限移譲によるワンストップ化
- ⑪設備投資等に対する法人税の特別償却
- ⑫施設整備に対する補助金制度の拡充

上記①～⑫の特例措置については、i の総合特区として見込むア～ウの区域を想定している。

【道路部】

- ⑬道路法の特定経路における車両の重量規制の緩和
- 上記⑬の特例措置については、i の総合特区として見込むエ～キの区域を想定している。
- ⑭道路運送車両法の特定経路における臨時ナンバープレートの取り付け免除
- 上記⑭の特例措置については、i の総合特区として見込むク、ケの区域を想定している。

【海上部】

- ⑮港則法及び関税法による水島港に寄港する船舶の錨泊地の利用基準の緩和
 - ⑯とん税法及び特別とん税法の水島港に寄港する船舶の再入港時のとん税及び特別とん税の非課税要件の緩和
- 上記⑮～⑯の特例措置については、i の総合特区として見込むコの区域を想定している。
- 総合特区として見込む水島港港湾区域のほかに、海上交通安全法に規定する備讃瀬戸東航路、

備讃瀬戸北航路、備讃瀬戸南航路及び水島航路について下記の規制の特例措置等の適用を想定している。

⑦海上交通安全法による備讃瀬戸航路の船舶に対する航路航行制限の緩和

iii) 区域設定の根拠

【陸上部】

ア 水島コンビナート企業が立地している工業地域、工業専用地域、臨港地区及び工場立地法でこれら地域(地区)内にある事業所と一の団地と見なされる事業所がある区域(都市計画法、工場立地法)

イ アに隣接してコンビナート用地として造成された埋立区域(公有水面埋立法)

【道路部】

製品を区域内の工場から区域内の港湾施設や他の工場に輸送するためのルートとなる道路(道路法)

【海上部】

ア 水島コンビナート企業が物流に利用する水島港の港湾区域(港湾法)

イ 水島コンビナート企業が原燃料や製品の輸送に使用している海上部の輸送ルート

(海上交通安全法=備讃瀬戸航路、港湾法=開発保全航路)

(2) 指定申請に係る区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

i) 特区により実現を図る目標

ア) 定性的な目標

県民が豊かな暮らしを続けていくためには、県内の産業が成長を維持し、雇用の場が確保されることが必須である。とりわけ、水島コンビナートは、県の製造品出荷額等(※1)の半分を占めるなど、本県産業の中核をなしており、コンビナートの持続的発展が本県の活力維持と雇用の確保に不可欠となっている。

このため、①高度な企業間連携による高効率・省資源型コンビナートの構築、②水島港のポテンシャルを最大限發揮させる物流機能の強化、③今後のコンビナートの持続的発展に繋がる成長産業の国内重要製造拠点（マザーワーク場）化を進めることにより、アジア有数の競争力を持った国内コンビナートの模範となる「モデルコンビナート」を実現し、企業の海外流出による我が国の産業空洞化を防ぐとともに、本県の持続的な成長と県内での良質な雇用の確保を図ることを目標とする。

※1 平成 21 年製造品出荷額等：岡山県 66,029 億円、水島工業地帯 30,129 億円

[解説]

- 本県の産業構造は、製造業の割合が高い(※2)ことが特徴であり、中でも県内の製造品出荷額の半分を占める水島コンビナートは、地区内 251 社に 2.5 万人(※3)が従事しており、県内には水島立地企業と直接取引のある自動車製造関連産業だけでも 41 社 1.1 万人が従事するなど、水島コンビナートを中心に裾野の広い産業構造を形成している。
- 総合特区指定を受け、本申請書に掲げている事業を実施することにより、新規立地企業や既立地企業による、生産設備の新設・更新が促進され次のような地域への経済波及効果が見込まれる。
 - ・特区指定で実施する事業により実現できるコスト削減は、成長が見込まれる環境・エネルギー分野への新規投資の機会を拡大する。
 - ・環境・エネルギー分野への新規投資による生産設備の新設・更新の工事の際に、一時的な雇用と投資財需要が発生する。
 - ・設備の完成後は、企業の生産活動により、新たな雇用と原材料調達・製品出荷に係る取引が生まれる。
 - ・特区区域周辺では、新規雇用による住宅需要の増加や消費の拡大をもたらされ、企業活動に応じて交通機関や宿泊施設の需要が拡大する。
 - ・地元自治体では、法人事業税や法人県民税(市民税)が増加する。
- 水島港は、総貨物取扱量が全国 7 位、鉄鉱石輸入量全国 2 位(順位はいずれも平成 21 年現在)と全国有数の貨物取扱規模を有し、平成 13 年に輸入促進地域(F A Z)に指定、平成 15 年に特定重要港湾(現国際拠点港湾)に指定、平成 23 年には国際バルク戦略港湾に選定されたほか、国際コンテナーターミナルの整備や航路拡幅、耐震の新岸壁整備、新高梁川橋梁事業化などの各種整備が続けられており、国の重要物流拠点として水島コンビナートの発展を物流面から支えているところである。
- 石油、化学、鉄鋼、自動車、電力の各産業が集積する水島コンビナートは、リチウムイオン 2 次電池や太陽電池の材料、液晶ディスプレイ用フィルム、高張力鋼板等の軽量高

強度材料、電気自動車など、環境・エネルギー分野における世界的な課題の解決に寄与する高機能・高付加価値製品の西日本における最大の供給拠点として、日本経済牽引の一翼を担い、ひいてはエネルギー・食料の多くを輸入に依存する国民生活を支える重要な役割を果たしている。

- 産業分野では、グローバル規模で市場獲得競争が繰り広げられており、企業がグローバルな視点で立地する地域や国を選ぶ時代になっている。水島コンビナートがグローバル競争を行い得る場としての地位を失うことは、地域の雇用が維持できなくなることを意味する。
したがって、水島コンビナートがこれからも本県活力の源泉として強さを保ち続けるために、ビジネスインフラを他国のコンビナートと比べて遜色のない水準に整備することが最低限必要である。そして、その整備された製造拠点としての機能を県内の产学研官の連携により一層高め、グローバル競争を行う場として水島コンビナートの魅力を高めていくことで、今後も県内に良質な雇用の確保ができるものと考えている。
- このたびの東日本大震災による東日本地域の工場被災に際し、石油製品をはじめ様々な製品の減産をカバーするために水島が大きな役割を果たしたことは、我が国の製造業のリスク分散を図る上でも、自然災害が少ない水島の重要性が再認識されたところである。
- 水島コンビナートでは、平成19年11月に「水島コンビナート国際競争力強化ビジョン」(以下「ビジョン」)を策定し、アジア有数の競争力を持つコンビナートを目指し、企業間連携の高度化などの競争力強化に地域で取り組んできているところであるが、ビジョンに掲げた取組のさらなる推進には、国による規制の特例措置や財政支援、税制優遇などのバックアップが不可欠となっており、総合特区制度を活用することで、水島コンビナートの競争力強化を飛躍的に前進させることが可能である。
(「水島コンビナート国際競争力強化ビジョン」に基づいたこれまでの取組は、後段のⅱ) 取組の実現を支える地域資源等の概要の8)その他の地域の蓄積で詳述)

※2 県内総生産に占める製造業の割合：岡山県32.2%、全国平均21.1%

(平成19年度県民経済計算、平成19暦年国民経済計算)

※3 従業者数：岡山県146,350人、水島コンビナート24,623人(H21年工業統計調査)

イ) 評価指標及び数値目標

評価指標①：企業間連携によるコスト削減額

数値目標①：コスト削減額(H22年→H27年) 8~13億円／年削減)

(注 金額の幅は為替(1ドル=70~100円)、原油価格(1バレル=80~100ドル)の変動を想定したもの)

評価指標②：水島港の輸送効率改善による貨物取扱量

数値目標②：国際コンテナ取扱個数 157千TEU/年(H23年現在)→185千TEU/年(H29年現在)

評価指標③：企業集積によるコンビナートの成長と雇用の確保

数値目標③：・成長分野の企業立地件数 H24以降で県内に、新規に20件(H28)

・倉敷市の製造品出荷額市町村別順位 全国5位(H21)→全国3位以内(H26)

・水島工業地帯従業者数 24,623人(H21)→25,000人(H26)

ウ) 数値目標の設定の考え方

数値目標①の目標達成に寄与する事業としては、「バーチャル・ワン・カンパニー(※4)の実現」で取り組む、ユーティリティ(※5)共同化モデル整備事業、オフガス(※6)ハイウェイ・水素ハイウェイ広域整備事業を想定している。

目標数値は、ユーティリティ共同化モデル整備事業の実施で、エネルギー使用量の削減、コスト削減が実現できることから、この整備事業の第1段階が完了した時点で達成を見込むコスト削減額としている。

現時点で想定する各事業の寄与度は以下の通り。

ユーティリティ共同化モデル整備事業：50%

オフガスハイウェイ・水素ハイウェイ広域整備事業：50%

数値目標②の目標達成に寄与する事業としては、水島港ハイパーゴジスティックス港湾戦略を想定している。

目標数値は、水島港ハイパーゴジスティックス港湾戦略事業による航路増深や規制緩和の取組により、バルク船やコンテナ船など水島港に入出する全ての大型船舶の利便性が向上し取扱貨物量が増えることを想定し、国際コンテナ取扱個数の増加量を採用したものであり、第3次おかやま夢づくりプラン(岡山県の中期計画)(素案)で目標とする数値を掲げている。

現時点で想定する事業の寄与度は以下の通り。

水島港ハイパーゴジスティックス港湾戦略事業：100%

数値目標③の目標達成に寄与する事業としては、グリーンイノベーションコンビナート戦略を想定している。

目標数値の企業立地件数は、グリーンイノベーションコンビナート戦略が、今後成長が期待できる環境・エネルギー分野において、水島コンビナートが国内重要製造拠点(マザーワーク場)化を図ることとしており、その取組事業には新規企業立地も含まれている。そのため、新エネルギーなど今後成長が期待できる分野の新規立地件数を目標として採用したものである。この目標値は第3次おかやま夢づくりプラン(岡山県の中期計画)(素案)で目標とする数値を掲げている。

また、倉敷市の製造品出荷額の9割以上(H21年工業統計調査)は、水島コンビナートが占めており、倉敷市の製造品出荷額と製造業従事者数の推移は、水島コンビナートの成長を測る指標となっている。水島コンビナート製造品出荷額の順位目標は、高機能・高付加価値製品の素材供給基地化を一層図ることにより、現在の倉敷市の製造品出荷額を約1割強増やし全国3位を目指すものであり、製造業従事者数については、全国の従事者数が減少傾向(工業統計調査 H16年→H21年で4.6%減少)にあり、また今後も日本の生産年齢人口は一貫して減少する見込みの中、水島コンビナートの従事者数を維持することは、国内での相対的な成長と地域の活性化を意味するものとして目標数値として採用している。

現時点で想定する事業の寄与度は以下の通り。

グリーンイノベーションコンビナート戦略：100%

※4 水島コンビナート全体を一つの企業と見なし、企業間連携により競争力強化を目的とした操業効率の向上や省エネ・省資源化を図ること。

※5 工場の生産設備・装置を稼働させるために必要な蒸気や電力等を供給するボイラーや自家発電設備等の総称

※6 製品の製造過程で発生する水素、メタン、エタンなどを含む副生ガス。主に燃料として利用されている。

ii) 包括的・戦略的な政策課題と解決策

ア) 政策課題

① <<高効率・省資源型コンビナートの構築>>

中東や東アジアにおける新銳コンビナートの生産本格化、内需の減少、円高による輸出品の価格競争力低下などにより、操業停止するプラントが出てくるなど、水島コンビナートはかつてない厳しい環境に置かれている。

産業空洞化を防ぎ、新興国の成長市場を獲得していくためには、水島コンビナートのユーティリティ施設をはじめとしたビジネスインフラを他国のコンビナートと比べて遜色のない水準に整備し、競争力を強化する必要がある。

◇ 対象とする政策分野:i) アジア拠点化の推進

② <<水島港の物流機能強化>>

瀬戸内海に面した水島港は、外洋に面した港に比べ船舶の航行や停泊に対する制約が多く、原燃料の入荷や製品出荷に係るコストが割高になるため輸送効率の改善が必要である。

水島港の国際拠点港湾及び国際バルク戦略港湾としての高い機能を水島コンビナート企業が最大限活用できる環境を整備することが求められている。

◇ 対象とする政策分野:i) アジア拠点化の推進

③ <<コンビナートの持続的発展>>

新興国との競争により汎用品等では廃止するプラントが発生する中で、引き続き水島地域が活力を維持していくために、水島コンビナート企業が次世代電池材料や電気自動車をはじめとした製造拠点としての集積を活かし、今後の成長が期待される環境・エネルギー関連の成長産業分野にタイムリーに事業展開できるような環境整備を行うことにより、西日本最大の素材供給拠点であるコンビナートの集積を維持発展させることが必要である。

◇ 対象とする政策分野:i) アジア拠点化の推進

・政策課題間の関係性

3つの政策課題は、①高効率・省資源型コンビナートの構築は、製品の製造に係るインフラの課題、②水島港の物流機能強化は、製品を製造するための原燃料調達や出荷に係る課題、③コンビナートの持続的発展は、製造に係るインフラの活用に係る課題であり、それぞれが相互に密接に関係している。

イ) 解決策

① <<高効率・省資源型コンビナートの構築>>の解決策

コンビナート全体を一つの企業(バーチャル・ワン・カンパニー)と見なすことにより、現在の企業毎の法規制を緩和し、インフラ整備を進め企業間の高度な連携を実現する。これにより、投入する原料を・エネルギーを最小化し、高付加価値な製品のアウトプットが可能な高効率で生産性の高いコンビナートが形成され、水島地域のさらなる成長が可能となる。

なお、このような企業連携によるインフラ整備と規制緩和の取組は自然災害が少なく、国内随一の多様な企業がコンパクトに近接立地している本地域で行うことが最適と考える。

具体的には、ユーティリティ共同化による設備の高効率化を図るとともに、高効率化により余剰となるオフガスやオフガスから製造する水素などの原燃料を企業間で融通し最適利用を図るためのパイプライン網（ハイウェイ）を整備する。この整備により、投入する原料やエネルギーを最小化して高付加価値製品のアウトプットを得ることが可能になる。



〔国に求める措置〕

(1) 規制の特例措置

- ◇ ユーティリティ共同化やオフガスハイウェイ・水素ハイウェイの整備により、電力やガスを企業間で融通可能にするための措置
 - ・ガス事業法の特定供給要件の緩和
 - ・電気事業法の特定供給許可要件の緩和
 - ◇ 企業が共同で実施するこれら整備による省エネルギー効果や温室効果ガス排出量削減効果を各企業が義務づけられている国へ提出する報告に適切に反映するための措置
 - ・エネルギーの使用の合理化に関する法律のエネルギー使用量等報告に係る共同省エネルギー事業の省エネ効果を各企業単位で反映できる制度の導入
 - ・地球温暖化対策の推進に関する法律の温室効果ガス算定排出量報告に係る連携事業による温室効果ガス算定排出量を各企業単位で反映できる制度の導入
 - ◇ 企業がユーティリティ共同化やオフガスハイウェイ・水素ハイウェイの整備をする際に、安全が担保される範囲内での施設の配置や配管等に関する規制の合理的運用
 - ・消防法の移送取扱所に係る事業所敷地内部分の配管基準の緩和
 - ・石油コンビナート等災害防止法の連携事業を実施する際のレイアウト規制の緩和
 - ・高压ガス保安法の認定を受けた企業が行う配管系変更工事の届出制への緩和
 - ・高压ガス保安法の保安検査の認定制度に係る高压ガス製造施設休止届を提出した際の認定取り消しの免除

(2) 税制支援

企業の投資競争力を強化するための支援
・設備投資等に対する法人税の特別償却

(3) 財政支援

設備の効率化等を実現するための支援

- ・ユーティリティ共同化事業整備費用（エネルギー使用合理化事業者支援事業）

- ・オフガス・水素のパイプライン網整備費用
(エネルギー使用合理化事業者支援事業：拡充)

②<<水島港の物流機能強化>>の解決策

バルク戦略港湾事業によるインフラ整備と規制の特例措置により、水島コンビナートを支える水島港の物流機能をハード・ソフト両面から向上させ、利便性を最大限に引き上げ、輸送効率を改善する。

[国に求める措置]

(1) 規制の特例措置

船舶の利便性を高めるための規制緩和

- ・港則法及び関税法による水島港に寄港する船舶の錨泊地の利用基準の緩和
- ・とん税法及び特別とん税法の水島港に寄港する船舶の再入港時のとん税及び特別とん税の非課税要件の緩和
- ・海上交通安全法による備讃瀬戸航路の船舶に対する航路航行制限の緩和

③<<コンビナートの持続的発展>>の解決策

規制緩和と投資促進策により企業のタイムリーな事業展開を支援し、今後の成長が期待できる環境・エネルギー関連素材・製品の研究開発から実証設備、量産設備に至る一連の機能を有するマザーワーク場化を実現し、アジアにおける水島コンビナートの成長力を維持する。また、水島コンビナート企業と県内企業、大学、行政が連携して共同研究開発等を進めることにより、県内産業全体の相乗的な成長・活性化を図る。

[国に求める措置]

(1) 規制の特例措置

新規事業の展開を外国に劣らないスピードで実行可能にし、また、安全が担保される範囲で規制を合理的に運用し、競争力のある事業環境を構築することで、成長市場である環境・エネルギー分野の産業集積を図る。

- ・土壤汚染対策法の土地の形質変更に係る土壤調査要件の緩和
- ・石油コンビナート等災害防止法のレイアウト規制に関する手続きの地方公共団体への権限移譲によるワンストップ化
- ・道路法の特定経路における車両の重量規制の緩和
- ・道路運送車両法の特定経路における臨時ナンバープレートの取り付け免除

(2) 税制支援

マザーワーク場の海外流出を防ぎ、雇用の逸失防止を図るための支援

- ・設備投資等に対する法人税の特別償却

iii)取組の実現を支える地域資源等の概要

1)地域の歴史や文化

水島コンビナートは半世紀を超える長い歴史を有しており、技術、人材の厚い蓄積を持つとともに、県内に広く関連産業を抱え、本県の地域産業のよりどころとして大きな位置を占めている。

- 昭和 18 年 三菱自動車工業(株)水島製作所が操業開始
- 昭和 28 年 大型船舶用の航路浚渫と工場用地造成に着手
- 昭和 36 年 J X 日鉱日石エネルギー(株)水島製油所が操業開始
- 昭和 39 年 新産業都市に指定
- 平成 19 年 水島コンビナート国際競争力強化ビジョンを策定
- 現 在 251 社が立地、従業者数 24,623 人

2)地理的条件

- ◇東西 9 km、南北 7 km の範囲に企業がコンパクトに集積しているため、企業間での連携強化の取組が効率的に実施可能である。
- ◇西日本の交通の結節点に位置し、有利な物流環境を備えている。
 - ・高速道路網（山陽自動車道、瀬戸中央自動車道、岡山自動車道）
(高速道 2 時間圏域 人口 1640 万人、総生産 95 兆円)
 - ・鉄道網（山陽新幹線、山陽本線、瀬戸大橋線、伯備線）
 - ・岡山空港(滑走路 3000m) (路線 東京、札幌、沖縄、ソウル、上海、北京、大連、グアム)
 - ・水島港(国際拠点港湾(旧特定重要港湾)、国際バルク戦略港湾)
- ◇温暖で自然災害が少ないため、安定した操業が行うことができる。
 - ・晴れの国 (降水量 1 mm 未満の日数全国 1 位)
 - ・地震が少ない (全国で 3 番目の低位 : 過去 80 年間震度 4 以上発生件数)

3)社会資本の現状

- ・国際拠点港湾の水島港は、H23 年 5 月に国際バルク戦略港湾に選定され、今後も国による集中的投資が見込まれる。
- ・水島コンビナート内の玉島ハーバーアイランドに広大な工業用地(38.5ha 分譲中)を有し、新規企業参入が可能。
- ・岡山県企業局が管理する安価で豊富な工業用水の供給が可能 (日量 688,000 トン)

4)地域独自の技術の存在

〔高効率・省資源型コンビナートの構築を支える技術〕

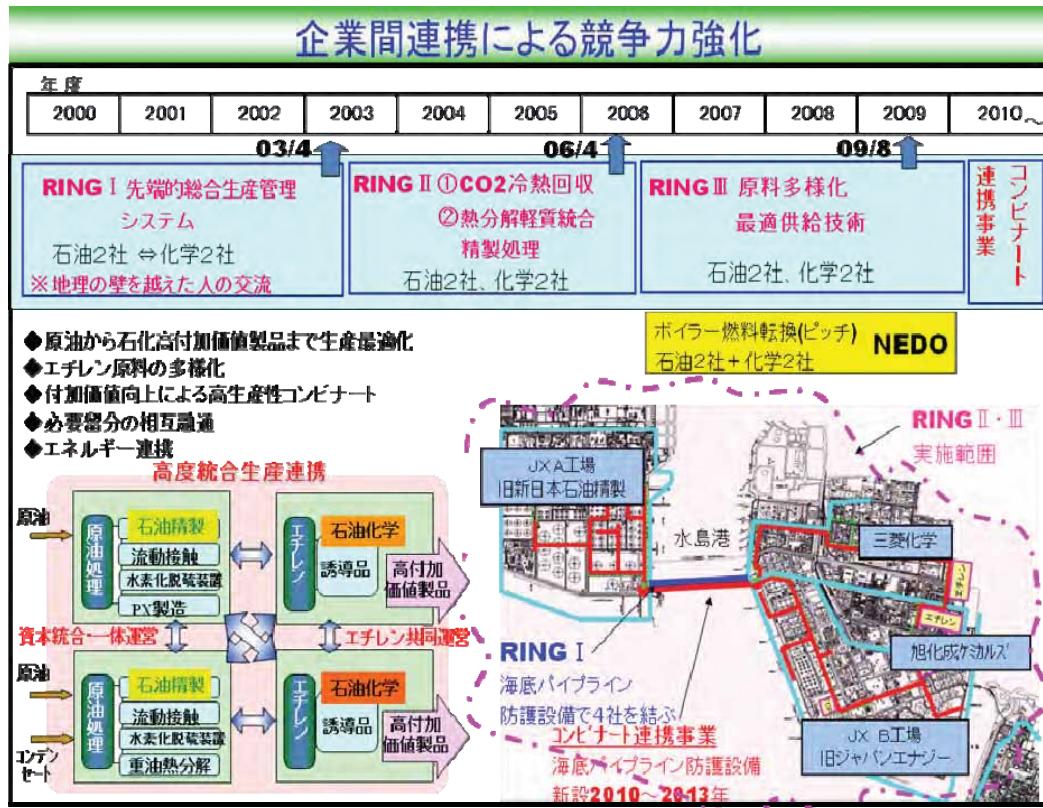
- ・石油コンビナート高度統合運営技術研究組合(R I N G)が経済産業省の支援を受け実施した 3 次にわたる技術開発事業及び現在実施中のコンビナート連携石油安定供給対策事業の 4 事業全てを実施した国内唯一のコンビナートであり、これら事業の実施によって石油精製・石油化学の企業間においては、高度な連携が図られ、国内最先端の高効率生産体制を構築しており、このことは、我が国のエネルギーセキュリティの強化にも繋がっている。
- ・石油会社に整備した溶剤脱れき装置(S D A)(※7)から発生する石油残さ物(通称: ピッチ = 重油より安価)をコンビナート内の企業へ自家発電用燃料として供給や、付加価値の低い重質油から付加価値の高い石油化学品(プロピレン等の石油化学基礎原料)やガソリンを効率的に生産する、世界初の技術を導入した実証プラント(H S - F C C)の稼働などによる石油資源を有効に使い切るボトムレス(※8)化対策、また、天然ガスコンデンセート(※

9)を原料として石油化学製品の原料となるナフサや軽油を安定的に生産する世界初となる一括脱硫技術の実証プラントの稼働や、ナフサ分解や石油精製におけるFCC設備(*10)から得られる付加価値の低い原料(ブテン類)から、自動車タイヤ用途を中心に需要が増加している合成ゴムなどの付加価値の高い原料(ブタジエン)を製造する国内初の技術の実証プラントを稼動するなど石油化学原料の調達手段の多様化対策を実施している。

[コンビナートの持続的発展を支える技術]

- ・化学会社が液化天然ガスなど非石油原料から自動車部品などの原料となる基礎化学品のプロピレンを製造(従来製法よりもCO₂の排出量は1/4)する世界初の技術による実証プラントを稼働するなど環境・エネルギー分野の多数の革新的技術を有しておりマザーワーク場化を高いステージから展開可能である。
- ・産学官連携による電池関連技術、次世代自動車、バイオマスなど環境・エネルギー分野の共同研究共同開発を多数実施中である。

- ※7 アスファルトなどの重質油から灯油、軽油などの軽質油の原料を抽出する装置。その際、石油残さ物(ピッチ)が発生する。
- ※8 石油精製過程で生産されるC重油等の需要が減少していることへの対策として、C重油等を付加価値の高い製品に改質するか、原料に使用する原油を重油留分の少ないものに変更することで石油資源を有効に使い切ること。
- ※9 天然ガスを採掘する際の副産物で原油の一種。石油化学製品の原料となるナフサや軽油などが含まれるが不純物が多く、これまで一部の利用にとどまっていた。
- ※10 重質油をガソリンや灯油に分解する装置。流動接触分解装置。



5)地域の産業を支える企業の集積等

- ・石油－化学－鉄鋼－電力－自動車が集積するコンビナートは国内で唯一であり、かつこれらが近接立地しているため、更なる企業間連携強化の取組を効率的に実施可能である。
- ・国内最大の精製能力をもつ製油所を有している。
- ・化学2社がそれぞれ保有するエチレンセンター(国内能力の12%。国内3位)の効率的稼働のため、L L P(有限責任事業組合)を設立し、一体運営を開始(H23年4月)。
- ・粗鋼生産量は、国内生産量の8%(同3位)。
- ・西日本最大(西日本のコンビナートでは製造品出荷額第1位)の素材供給基地として、高機能・高付加価値製品(電気自動車、リチウムイオン2次電池材料、液晶フィルム材料、高張力鋼板、高機能性樹脂等)を供給し、日本の産業競争力を支えている。

6)人材、NPO等の地域の担い手の存在等

- ・社団法人山陽技術振興会によって主にコンビナート企業従事者を対象とした山陽人材育成講座を平成19年から実施。平成22年度は、26講座に1,185人が受講。コンビナート製造現場における現場技術、生産管理、リーダー育成等人材育成等を図っている。本講座には、千葉県、神奈川県、茨城県など他地区コンビナート企業からも参加者があり、また、千葉、川崎、周南、大分など他地区的コンビナートで出張講座も行っている。さらに、本講座の活動を支援するために、水島コンビナート企業を中心に大学、行政機関で山陽人材育成会(会長 三菱化学(株)水島事業所長)を組織している。

7)地域内外の人材・企業等のネットワーク

コンビナートの形成以来長い歴史を有するため、これまでに、事業所・行政・大学のトップ同士の意思疎通の場を始め、防災機能強化や、環境対策などの取り組み、コンビナート外の企業も含めた産学官交流の場や人材育成など、多岐にわたり厚みのあるネットワークが形成されている。

【産学官の交流の場】

- ・水島工業地帯産学官懇談会：立地企業(地域協議会構成企業)8社の所長、県内4大学の学長、知事、倉敷市長、中国経済産業局長で構成。平成13年の設立以来、コンビナートの競争力強化等についてトップ間で意思疎通を図っている。直近は、H23年8月29日に総合特区申請をテーマに開催した。
- ・水島ソシエ：水島工業地帯産学官懇談会の構成団体で運営。水島立地企業と他の県内企業が交流を深め、新たな協力関係や共同研究に向けた取組に繋がる機会になる場として平成14年に開始。これまでに74回開催し、延べ2,825人が参加している。

【コンビナートの課題を協議・実施】

- ・中国地域コンビナート懇談会：中国経済産業局、中国地方のコンビナート企業や関係地方公共団体で構成。他地区コンビナートとの情報交換や課題検討などを行っている。毎年開催。平成23年度からコンビナート(西日本)連絡会議として西日本全域に対象を拡大し、第1回目の会議を平成24年1月に倉敷市で開催予定。
- ・水島コンビナート地区保安防災協議会：立地企業28社で構成。コンビナートの保安・防災について協議・研究等を毎月、実施している。
- ・水島コンビナート環境安全情報交換会：立地企業10社で構成。共同して有害大気汚染物質排出抑制対策等の環境対策を実施している。
- ・社団法人山陽技術振興会：県内の技術者を中心に組織。技術交流を通じた産業発展を目的に技術交流会(隔月)、品質工学フォーラム(年4回)、工場見学会(年4回)などの活動を行っている。副会長にJFEスチール(株)西日本製鉄所長が就任しているほか、地域協議会

を構成している2社の所長が理事として会の運営に携わっている。

【コンビナートを側面から支える場】

- ・水島港インターナショナルトレード協議会(MITA)：県、倉敷市、水島港に関する県内の製造業、物流・貿易関係の企業・団体で構成し、平成9年に設立した。水島港の物流の拠点性を高め、水島港への港湾貨物の集積や国内交易・外国貿易促進のために、定期航路の誘致、国内外へのポートセールス活動や港湾整備の要望活動等を実施している。
- ・六水会：立地企業7社の副所長・部長クラスで構成。コンビナートの課題等を協議している。月2回開催
- ・二水会：立地企業22社の総務課長等で構成。企業間の情報交換等を行っている。2ヶ月毎に開催

8)その他の地域の蓄積

・水島コンビナート立地企業8社、県、倉敷市、中国経済産業局で構成した「水島コンビナート競争力強化検討委員会」において、平成19年11月に「水島コンビナート国際競争力強化ビジョン」（以下「ビジョン」）を策定し、「アジア有数の競争力を持つコンビナート」を目指している。

コンビナートが競争力を持つ基礎となるのは、各企業における高付加価値製品の創出やコストダウンの取組であるが、世界のコンビナートが企業間の連携により国際競争力を強めている例に習い、ビジョンでは、企業間の連携をより高度化することによる競争力強化を図ると同時に、物流インフラや環境・保安面等の総合的な競争力強化を図るために産学官連携を進めることとしている。

ビジョンでは、物流機能、エネルギー対策、保安機能、環境保全、リサイクル推進、人材確保・育成の6分野について、アプローチをまとめ企業間や産学官の連携により具体的な取組を進めてきた。（下記〔 〕内は、取組実績）

- (1) 物流機能：港湾施設の機能強化、陸上物流インフラの充実〔玉島ハーバーアイランド水深12m岸壁整備(H20～24)、玉島西航路拡幅(H22～25)、新高梁川橋梁建設(H20～27)〕
- (2) エネルギー対策：エネルギーの融通・共有化の推進〔エネルギー使用合理化支援事業の活用検討〕
- (3) 保安機能：設備レイアウトに係る効果的安全措置の検討〔石油コンビナート災害防止法のレイアウト規制に係る四日市モデルを検討〕
- (4) 環境保全：環境関連制度の効果的運用方法等の検討〔瀬戸内海環境保全特別措置法に規定する事前影響評価について既存データ活用による手続きの迅速化。企業間連携事業による共同施設設置における環境規制枠の扱いについて、公害防止協定排出規制枠の範囲内で企業間の持ち寄り運用可能にした。〕
- (5) リサイクル推進：廃棄物に関する情報共有・共同輸送の検討〔瀬戸内静脈物の活用検討〕
- (6) 人材の確保・育成：人材育成事業の充実〔山陽技術振興会による人材育成講座をH20年度から本格実施〕

・岡山県では、平成23年1月に全国に先駆けて「おかやま新エネルギービジョン」を策定し、新エネルギーの普及拡大を、地球温暖化防止だけでなく、産業振興や地域活性化に結びつける観点から、太陽光発電、小水力発電、木質バイオマスの利活用、電気自動車の普及と技術開発の4つの重点分野を位置づけ、晴れの国の特徴を活かしたメガソーラー誘致をはじめ、産学官による新エネルギー分野での新技術、新製品の開発支援、企業誘致、地

域における新エネルギー活用の支援などの取組を進めている。水島コンビナート発展推進協議会を構成する企業も、この取組に参加し、取組による成果の新規事業展開への活用を目指している。

- ・岡山県次世代自動車技術研究開発センター(三菱自動車工業(株)アドバイザー参加)、おかやま電池関連技術研究会(三菱化学参加)、グリーンバイオ・プロジェクト(旭化成ケミカルズ(株)、三菱化学(株)、三菱自動車工業(株)参加)、プラントメンテナンスロボット共同開発(三菱化学(株)参加)などコンビナート企業と地域産学官が一体となり高機能・高付加価値製品の研究開発を実施している。

・他地区コンビナートと比較した水島コンビナートの優位性

| | 主 要 产 業 | 面 積(ha) | 海上出入貨物(千t) | 工業用水価格(円/m ³) |
|------|---------------|---------|------------|---------------------------|
| 水 島 | 鉄鋼・石油・化学・輸送機械 | 2,558 | 104,522 | 10.0～20.5 |
| 鹿 島 | 鉄鋼・石油・化学 | 2,410 | 65,218 | 36.8～75.0 |
| 京 葉 | 鉄鋼・石油・化学 | 4,520 | 169,202 | 19.5～92.0 |
| 堺・泉北 | 鉄鋼・石油・化学 | 1,732 | 61,853 | 46.0 |

(資料 海上出入貨物は日本の港湾 2010、それ他は水島コンビナート国際競争力強化ビジョン記載の中国総研作成データ)

(3) 目標を達成するために実施・促進しようとする事業の内容

i) 行おうとする事業の内容

①<<バーチャル・ワン・カンパニーの実現>>

複数企業を1社とみなして高度な企業間連携を行うことによりコンビナートのコスト競争力強化・高付加価値化を目指す。

このため、原燃料、エネルギーを対象とした「ユーティリティ共同化モデル整備事業」と「オフガスハイウェイ・水素ハイウェイ広域整備事業」を実施し、投入原料・エネルギーの最小化、高付加価値の製品アウトプットを可能にする。

ア)事業内容

(1) ユーティリティ共同化モデル整備事業

各工場の低効率なボイラーや発電設備の稼働を停止し、電力会社からの受電量を増やし高効率な設備に切り替える。さらにユーティリティ（電気・蒸気）を工場間で共同化することで、省エネ・省コストを図る。

○第1段階 電力連携

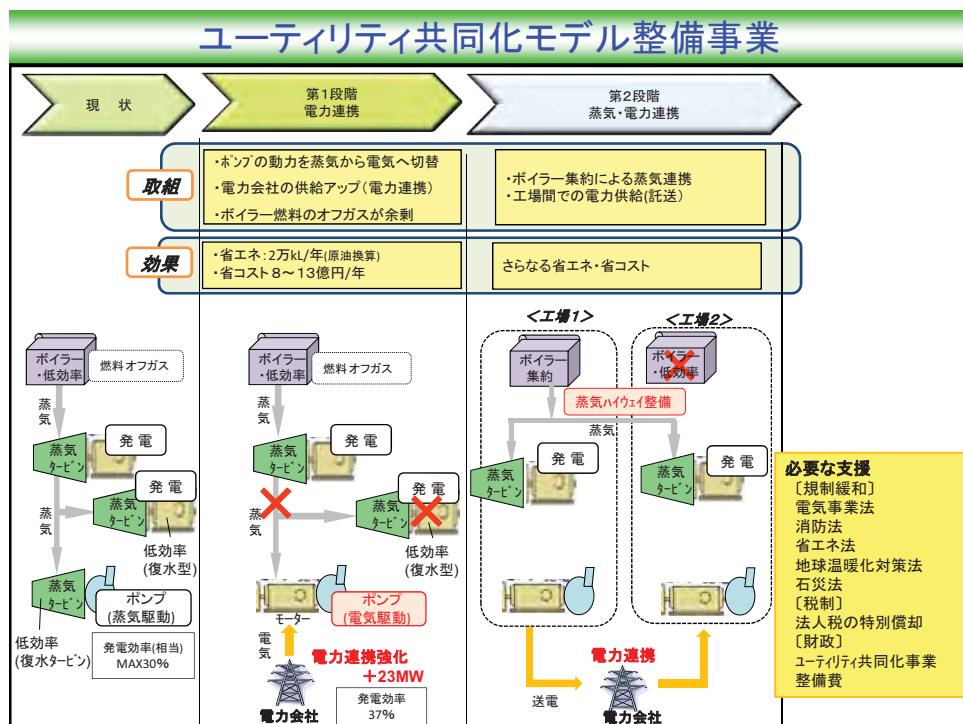
電力会社との連携により、蒸気を動力源とした低効率な復水型自家発電設備を停止するとともにポンプ駆動用の復水タービンを効率の高い発電設備を有する電力会社からの電力を利用する電気駆動設備へ切替を行う。

この取組により、ボイラーの稼働率が低下（燃料消費が低減）し、従来ボイラー燃料として利用していたオフガスや重油に余剰が出来るので、オフガスハイウェイ等を整備しコンビナート企業間で有効活用する。

○第2段階 蒸気・電力連携

電力連携によってタービン用の蒸気が不要になるため、ボイラーの稼働率が低下し非効率的な運転になるのでボイラーを集約し効率化を図る。集約化して稼働率を高めたボイラーカーから発生する蒸気を蒸気ハイウェイにより融通する。

またボイラー集約化により発生する電力をボイラーの運転を休止した事業所へ送電する。



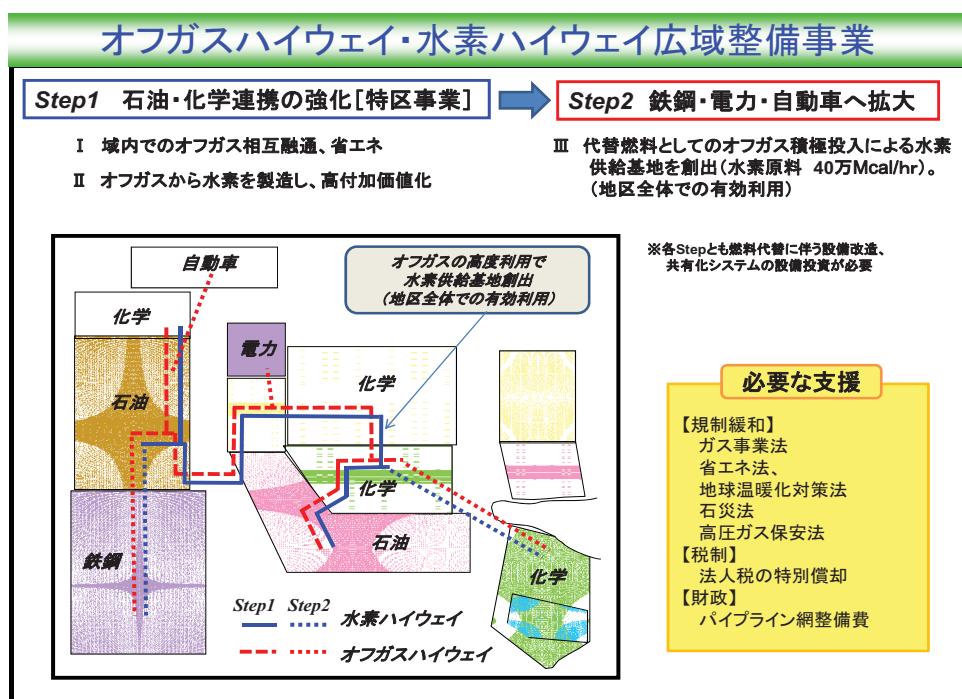
(2) オフガスハイウェイ・水素ハイウェイ広域整備事業

[オフガスハイウェイ]

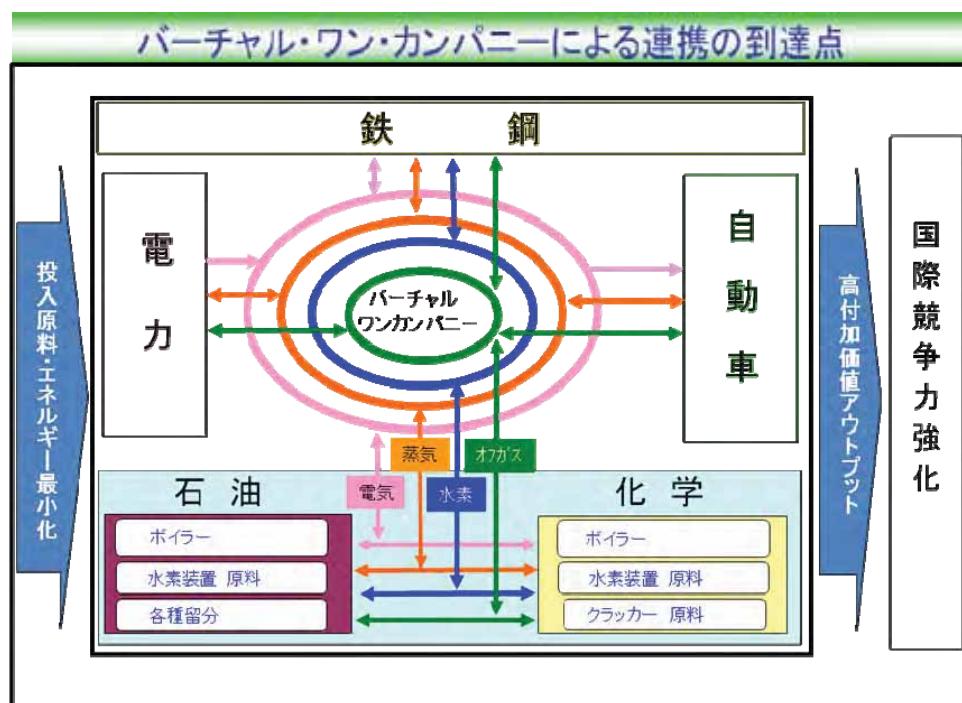
ユーテリティ共同化モデル整備事業の実施により余剰となったオフガスを工場間で融通できるように、パイプライン網を整備し、各工場でオフガス(燃料)利用の最適化を図る。

[水素ハイウェイ]

余剰となったオフガスから水素を製造し、工場間で融通するパイプライン網を整備し、工場間で水素の最適利用を図る。オフガスから水素を製造することで、これまで水素原料にも利用していたナフサを付加価値の高い石油化学製品の原料として有効利用できる。



原燃料・エネルギーにおけるコンビナート連携の到達点は下図のとおりである。



イ)想定している事業実施主体

水島コンビナート発展推進協議会参画企業

ウ)当該事業の先駆性

企業間連携によるユーティリティ共同化により、余剰となるオフガスから水素を製造することで、従来水素原料として利用していたナフサをより付加価値の高い石油化学原料として有効利用する取り組み（企業連携によるノーブルユース（※11）化）は先駆的であり、今後のコンビナート運営のモデルとなりうる。

※11 石油を、石油でしか作ることができない（代替原料がない）付加価値の高い原料として利用すること。

エ)関係者の合意の状況

- ・第1段階（Step1）は一部実行に移しており、費用対効果を見極めながら推進していく。
- ・第2段階についても関係企業が実施に向け事業可能性検証（F S）を平成24年度に開始する予定。

オ)その他当該事業の熟度を示す事項

経済産業省の支援を受けて石油コンビナート高度統合運営技術組合（R I N G）が実施した4次、10年にわたる事業に取り組んできたことで企業間連携を深化させおり、今後さらなる高度連携を進める上でも、これまで構築してきた人的・物的ネットワークが効果を発揮できるものである。

②<<水島港ハイパーロジスティックス港湾戦略>>

■国際バルク戦略港湾の取組を活用した港湾機能の強化

水島港は本年度、国内で唯一「穀物」と「鉄鉱石」（鉄鋼石は福山港と共同応募）の2品目において国際バルク戦略港湾に選定され、今後国による集中的な投資が行われ、港湾機能が強化されることが期待されている。

・国際バルク戦略港湾とは

我が国の産業や国民生活に必要不可欠な資源、エネルギー、食糧等の物資を安定的かつ安価に供給するため、バルク貨物の輸送拠点として期待できる港湾を選択し、そこに政策手段と投資を集中させ、大量一括輸送が可能な今後登場する最大級の輸送船舶の満載での入港により、アジアの主要港湾と比べて遜色ない物流コスト実現し、国際競争力強化を目的とした港湾。

・期待される効果

- 最大級の船舶の入港が可能となり、物流コストが低減
- 水島港背後に立地する産業の国際競争力の強化
- 地元経済の活性化や雇用の創出、水島港周辺への新規企業立地 等

・目的と目標

○穀物

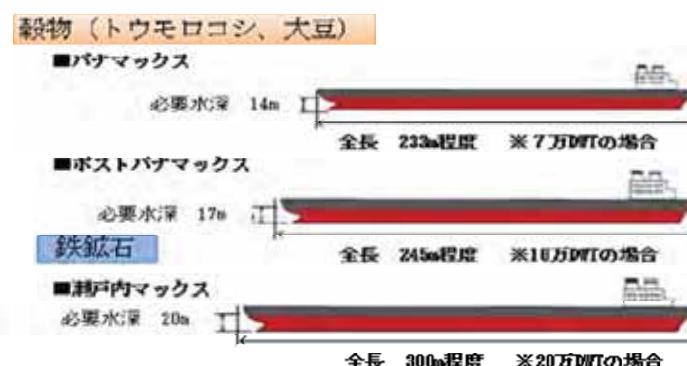
水島港の既存の航路を活かしたポストパナマックス船による一括大量輸送により、物流コストの削減を図ると共に、海上交通と陸上交通の結節点としての岡山県の優位性を活かし、中四国・近畿地方全域に穀物を安価かつ安定的に供給し、畜産業の振興と食糧の安定供給を下支えすることを目的とする。

○鉄鉱石

我が国を代表する製鉄所が立地している水島港・福山港の拠点性を活かし、鉄鋼（鉄鉱石）について、低廉で安定的な物流体系を確立することにより、瀬戸内海地域の産業全体の競争力強化に、ひいてはわが国産業全体の底上げに資することを目的とする。

国際バルク戦略港湾政策の目標

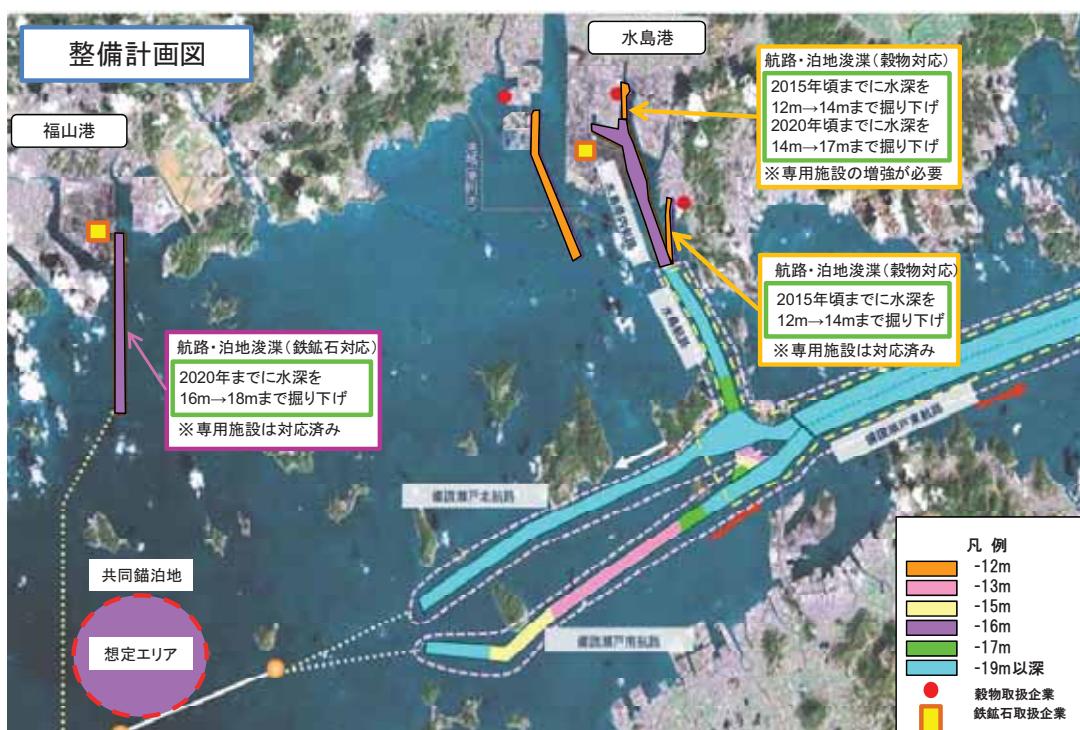
| 対応年次 | H 27までに対応 | H 32までに対応 | H 32までに対応 |
|--------------|-----------|-----------|-----------|
| 品目 | 穀物 | | 鉄鉱石 |
| 船型 | パナマックス | ポストパナマックス | 瀬戸内マックス |
| 満載での入港に必要な水深 | 14m | 17m | 20m（福山港） |



・今後の取組

- 国・県・関係市・関係企業が連携し、予算確保や制度改正、税制改正、規制緩和等の具体化に、関係者が一丸となって集中的に取り組む。
- 穀物については、現在水深12mである航路・泊地をH27年までに水深14mに増深し、パナマックス船の満載入港に対応する。さらにH32年までに泊地を水深17mに増深し、ポストパナマックス船の満載入港に対応する。
- 鉄鉱石については、現在水深16mである福山港の航路をH32年までに水深18mに増深し、瀬戸内マックス船の満載入港に対応する。瀬戸内マックス船満載で福山港に入港・荷卸し後、水島港に入港する。二港による共同調達・共同輸送を可能にする。

国際バルク戦略港湾整備計画図



ア)事業内容

ハイパーロジスティックス港湾戦略は、国際バルク戦略港湾による航路増深等の事業に加え、水島港を利用する船舶を対象とした下記の規制緩和などの取組により、バルク船舶にとどまらずコンテナ船なども含め水島港を利用する全ての大型船舶が水島港の持つ高い港湾機能を最大限活用可能にする事業である。

今後の事業展開では、新たな港湾整備制度等についても水島港の成長戦略に加え、さらなる発展を目指すこととしている。

規制緩和項目

- ・港則法及び関税法による水島港に寄港する船舶の錨泊地の利用基準の緩和

水島港の港域内の錨地（指定錨地）では、最大で全長120m、喫水8m以下の船舶しか利用出来ない。これを上回る船舶については、バース待ちの場合に限り、港域外の錨地（検疫錨地）を使用することができるが、対象船舶は、全長200m未満、5万重量トン以下となっている。

水島港付近においては、大型船舶が錨泊可能な錨地が不足しており、上記錨泊地が利用できない船舶については、水島港から離れた場所にて錨泊しなければならず、輸送コ

ストの増大につながっている。

本件の提案は、水島港において錨泊地の利用制限を緩和することにより、錨泊が可能となる船舶の拡大を図るもの。

- ・とん税法及び特別とん税法の水島港に寄港する船舶の再入港時のとん税及び特別とん税の非課税要件の緩和

現行の規制においては、水島港の2ヵ所で荷役をする場合、2ヵ所目のバース待ちがある場合港湾区域外で待機し、24時間以上経過してから再入港した場合には、とん税及び特別とん税が新たに課税される。

水島港付近においては、大型船が利用できる錨泊地の不足や航行規制により、水島港から遠く離れた場所にて待機することとなり、24時間以内に再入港することが困難な場合がある。

本件の提案は、再入港時のとん税及び特別とん税の非課税要件を緩和するもの。(再入港の場合の待機猶予時間(24時間)を延長可能とするもの。)

- ・海上交通安全法による備讃瀬戸航路の船舶に対する航路航行制限の緩和

海上交通安全法第4条において、長さが50m以上の船舶は、航路に沿って航行することが義務付けられている。現在、備讃瀬戸航路においては、こませ網漁により、航路が閉塞されることがあり、こませ網漁時期にはバルク船等の滞船が発生することがある。

本件の提案は、錨泊とはみなされないこませ網漁を回避し、漁業者と通航船舶の双方の安全が確保される場合に限り、同航路を航行する船舶について、一時的な航路外への航行を認めるもの。

イ)想定している事業実施主体

行政及び国際バルク戦略港湾推進協議会参画企業

ウ)当該事業の先駆性

平成23年5月に水島港が国からバルク戦略港湾に選定されている。

エ)関係者の合意の状況

官民の関係者で組織する国際バルク戦略港湾推進協議会において事業推進について合意している。

海上交通安全法による航路航行制限の緩和要望については、備讃瀬戸航路に関する香川県に水島コンビナート発展推進協議会にオブザーバーとしての参加をいただいている。

なお、今後、岡山・香川両県の漁業関係者をはじめ関係機関・団体等については、海上交通安全法案に対する国会の附帯決議を踏まえた十分な調整を図ったうえで取組みを進めることとしている。

オ)その他当該事業の熟度を示す事項

国際バルク戦略港湾においては、去る8月31日に、県・国・関係市・関連企業(穀物・鉄鋼石)と協働で作成した国際バルク育成プログラムを提出したところであり、H32年までの行動計画について確立している。

また、水島海上保安部に対して海上交通の安全性確保について協議・検討を開始している。

③<<グリーンイノベーションコンビナート戦略>>

水島コンビナート企業は、リチウムイオン電池材料や電気自動車など、数多くの環境・エネルギー分野における高機能・高付加価値製品を生産している。

今後の成長産業である環境・エネルギー分野の国内拠点の形成には、現在、西日本一の高付加価値・高機能素材の供給拠点であり、自然災害の少ない水島コンビナートが国内製造業のリスク分散の面でも適している。

しかしながら、海外と比べ国内では、規制等によりプラント新增設のハードルが高く投資を決断しづらい状況にあり、汎用品等の分野をはじめとして海外進出の動きが加速している。

そこで、規制緩和や投資促進策を実施し、コンビナート企業がタイムリーに高機能・高付加価値製品の技術開発や量産化等が行える環境整備を行うことにより、高機能・高付加価値製品を生産する競争力のある産業を集積させ、水島地域が西日本の重要生産拠点として今後も持続的に発展していくことを目指すものである。



ア)事業内容

規制緩和や投資促進策を実施し、企業が事業活動をタイムリーに展開しやすいような環境づくりを行うことにより、立地場所の選定に際し経済合理性のある選択として水島を選んでいただぐ。具体的には、現在の水島の産業集積を活かし、環境・エネルギー分野における新製品の研究開発から実証、量産までを行う各企業の国内重要製造拠点〔マザーワーク〕化を進め、競争力ある産業を集積させ水島コンビナートを西日本一の高機能・高付加価値素材の供給基地として活性化するとともに、県の行う電池関連産業創出事業をはじめとした地域の産学官共同プロジェクトとの連携により、県内産業との相乗的な発展を図り、水島地域を核として県内において良質な雇用を確保する。

イ)想定している事業実施主体

水島コンビナート発展推進協議会参画企業及び行政

ウ)当該事業の先駆性

- ・コンビナート企業においては、電気自動車、リチウムイオン電池、太陽電池等に関する世界初となる革新的技術による新エネルギー関連素材、エコ関連製品を開発している。
- ・岡山県が全国へ先駆けて新エネルギービジョンを策定し、そのプロジェクトに沿った新エネルギー、エコ製品の技術開発を産学官の連携組織において展開中。

エ)関係者の合意の状況

- ・岡山県及び倉敷市が連携して新エネルギー分野などにおける企業の新規立地や既立地企業の再投資に対して、量産施設だけでなく試験研究施設も対象に含め補助を行い、企業集積による地域の活性化を図っている。

オ)その他当該事業の熟度を示す事項

- ・おかやま新エネルギービジョン策定 (H23年1月)
- ・第3次おかやま夢づくりプラン素案策定 (H23年8月)
- ・おかやまグリーンバイオ・プロジェクト
森と人が共生するSMART工場モデル実証（文部科学省補助事業として、コンビナート企業、県内企業、大学によるクリーンエネルギーを利用した木質バイオマス製造プラントの研究開発。H22～26年度）及びセルロース・ナノファイバーの用途開発（実用化）研究
- ・次世代自動車クラスター形成プロジェクト (H23～25年度)
コンビナート企業がアドバイザーとして参加し、県内企業16社によるEV等次世代自動車に必要な技術、部品・ユニットの研究開発プロジェクト
- ・電池関連産業創出事業の実施
有機薄膜太陽電池に使用可能な高機能薄膜フィルムの開発及び環境低負荷型の熱電変換素子と排熱発電開発プロジェクト

【参考】

1) 岡山県グリーンイノベーションプロジェクトによる取組について

(1) グリーンバイオ・プロジェクト

計画概要 森林のCO₂吸収源機能の保全と強化や機能性の高い木質バイオマス製品の開発普及の為、地域特性に応じたクリーンエネルギーを利用し、林地残材から革新的な新素材「ナノファイバー」を製造する技術開発などに取り組む。

産学官連携 コンビナート企業(旭化成ケミカルズ、三菱化学、三菱自動車)、県内企業、大学、岡山県

 おかやまグリーンバイオ・プロジェクト



おかやまグリーンバイオ・プロジェクト(経緯)

H16年度 「おかやまグリーンバイオ・プロジェクト」の地域再生計画認定
(内閣府)

岡山バイオマスプラスチック研究会発足



(新たなバイオマス製品の開発)

H20年度 真庭バイオマス集積基地整備
(農水省)



(バイオマス原料集積拠点の整備)

H20年度 セルロース系バイオマス超微粉碎技術研究会発足

～H21年度 「低炭素社会に向けた技術シーズ発掘・社会システム実証モデル事業」(経産省)



(新開発微粉碎装置) (高効率小型発電機)

H22年度 科学技術振興調整費

気候変動プログラム

「森と人が共生するSMART工場

H26年度 モデル実証」(文科省)

基盤技術の高度化、
事業環境の整備

 おかやまグリーンバイオ・プロジェクト



今後の事業化目標

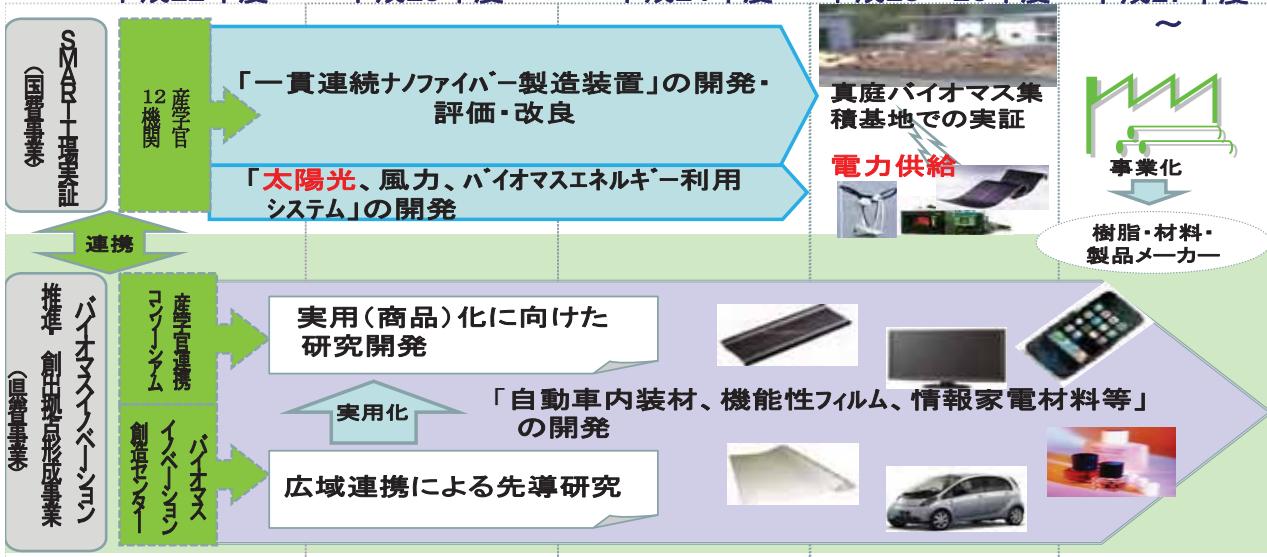
平成22年度

平成23年度

平成24年度

平成25～26年度

平成27年度

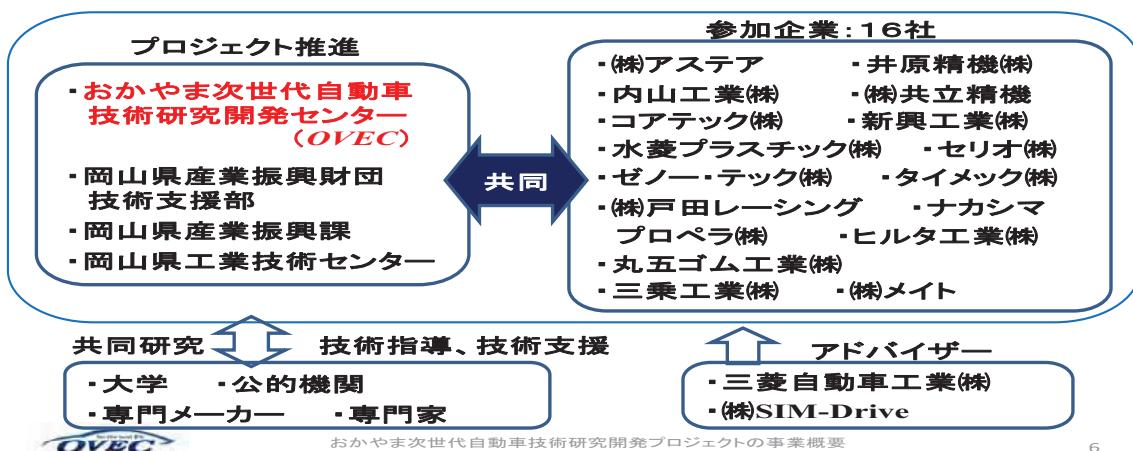


(2) 次世代自動車産業クラスター形成プロジェクト

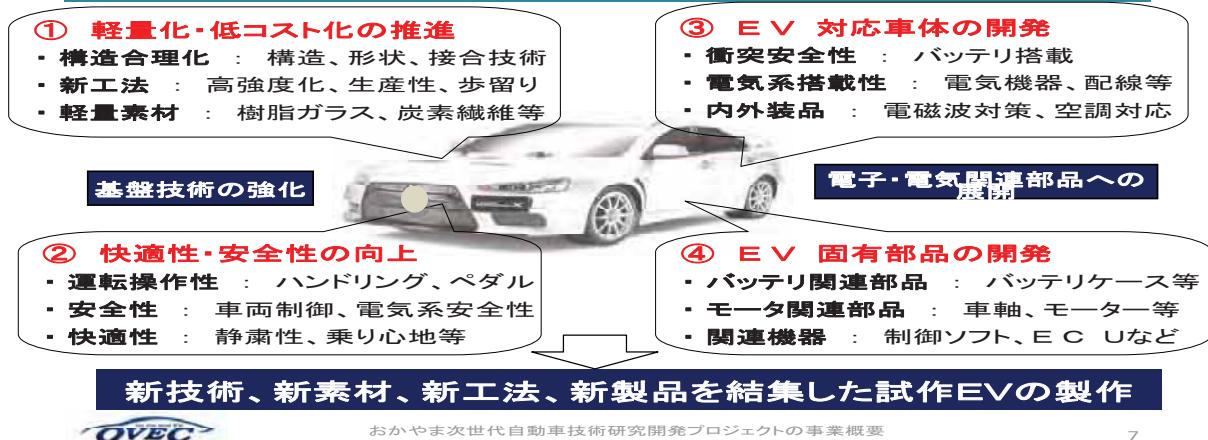
計画概要 自動車産業を取り巻く環境が大きく変化する中、次代を先取りした岡山モデルEVの開発を通じ、国際競争力のある部品、ユニットを次々と生み出す「次世代自動車産業クラスター」を形成する。

産学官連携 コンビナート企業(三菱自動車)、県内企業、大学、岡山県

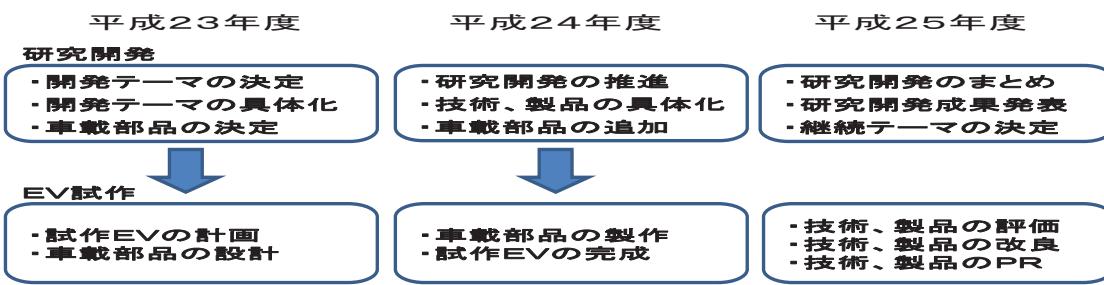
プロジェクトの研究開発体制



研究開発テーマと試作EV



研究開発とEV試作の全体日程

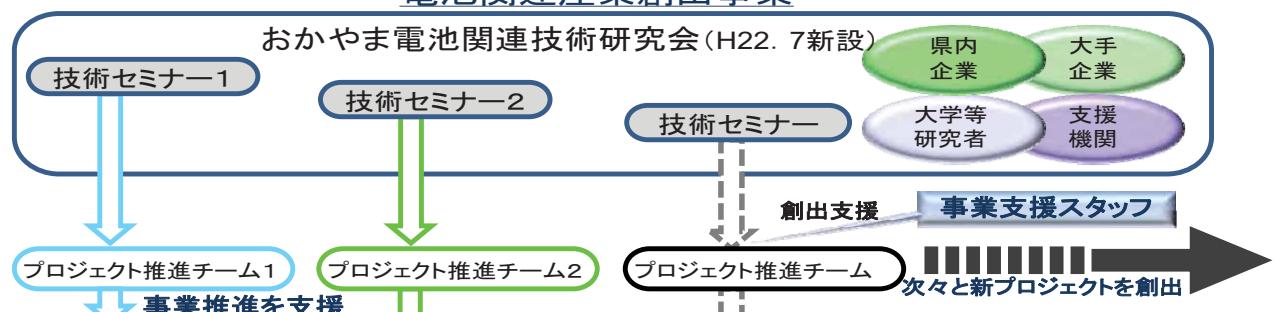


(3) 電池関連産業創出事業

計画概要 低炭素社会の実現に向け、太陽電池、燃料電池、二次電池などの電池関連産業が成長分野として注目される中、急速に進む技術革新に的確に対応した県内企業の技術開発を促進し、県内における関連産業の育成を加速する。

産学官連携 コンビナート企業(三菱化学)、県内企業、大学、岡山県

電池関連産業創出事業

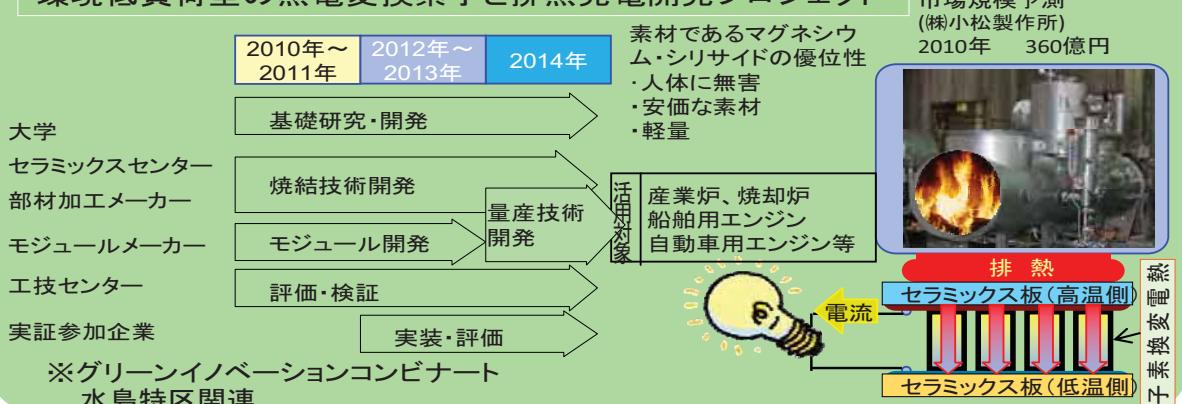


有機薄膜太陽電池に必要な高機能薄膜フィルムの開発プロジェクト



県の助成制度
国の競争資金獲得支援

環境低負荷型の熱電変換素子と排熱発電開発プロジェクト



地域での展開

- ・生産拠点の集積
- ・技術力の高度化
- ・生産拠点の誘致
- ・地域社会への普及促進

関連産業創出

- ・本県の新たな産業基軸の創出
- ・低炭素社会実現に貢献

ii) 地域の責任ある関与の概要

ア) 地域において講ずる措置

a) 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

【財政支援】

- ・岡山県大規模工場等立地促進補助制度

量産設備・実証設備補助最大70億円、研究施設(特定業種)補助最大2.5億円、既立地企業再投資(特定業種)も補助対象としている。

※特定業種とは新エネルギー関連、次世代自動車・航空機関連分野の業種

(H17年より措置／H23年度予算額：該当案件がある場合に措置)

- ・倉敷市企業誘致促進奨励金

一定の要件を満たす大規模工場等の立地に対して、固定資産税・都市計画税・事業所税相当額を5年間助成。当初3年間100%、その後2年間50%、限度額なし。

特定業種(新エネルギー、次世代自動車、航空機、国際バルク戦略港湾関連分野に係る業種)を対象とする。

(H17年より措置／H23年度予算額：該当案件がある場合に措置)

- ・倉敷市企業立地促進奨励金

新規立地の場合、最大3億円助成

(H14年より措置／H23年度予算額：162百万円)

- ・倉敷市設備投資促進奨励金

工場・研究所の設備の増設・更新等に固定資産税・都市計画税相当額を3年間50%助成。限度額なし。

特定業種(新エネルギー、次世代自動車、航空機関連分野に係る業種)に関する設備投資に対して、固定資産税・都市計画税相当額を5年間助成。当初3年間は100%、4,5年目は50%助成。限度額なし。

(H18年より措置／H23年度予算額：864百万円)

- ・岡山県港湾浚渫事業補助金

県管理港湾区域内の貨物船に係る航路・泊地のうち、企業が専用的に使用している航路・泊地の維持浚渫工事費用の1/3を補助

(S61年より措置／H23年度予算額：141百万円)

b) 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域独自のルールの設定

【規制緩和】

- ・県条例環境アセスメント手続きの迅速化(既存データ活用、現地調査前倒し実施を認めた) (地域独自の規制の緩和)

- ・企業間連携事業における環境規制枠の弾力的運用(企業連携による共同施設設置における環境規制枠の扱いについて、公害防止協定排出規制枠の範囲内で企業間の持ち寄り運用を可能にした) (地域独自の規制の緩和)

- ・県条例により工場立地法に規定する緑地面積率を20%から10%に、環境施設面積率を25%から15%に緩和 (工場立地法の規制に対する上乗せ措置)

c)地方公共団体等における体制の強化

- ・コラボMM（コラボミーティング水島）の設置（平成22年6月）
水島コンビナート発展推進協議会（立地企業8社、岡山県、倉敷市、中国経済産業局で構成）の事務局（岡山県、倉敷市）のプレーン機能を果たし、企業の枠を超えて、競争力強化の取組を議論する8社の有志で構成する会
- ・総合特区推進強化のため、平成23年1月から岡山県専任職員を増員し、2名体制としている。

d)その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

- ・水島コンビナート国際競争力強化ビジョン（H19年11月策定）
水島コンビナート立地企業8社、岡山県、倉敷市、中国経済産業局で構成した「水島コンビナート競争力強化検討委員会」において、「アジア有数の競争力を持つコンビナート」をビジョンに掲げ、物流、エネルギー、保安、環境、リサイクル、人材育成の6分野について競争力強化に資する産学官連携による取組計画をまとめ、現在、実施しているところである。
- ・倉敷市水島コンビナート活性化検討会
水島コンビナート立地企業7社と倉敷市で組織。住民のコンビナート理解を促進するための地域貢献活動を推進している。

イ)目標に対する評価の実施体制

a)目標の評価の計画

- 数値目標①：H27年度末に評価実施予定
- 数値目標②：前年度の実績をH25年度以降毎年度末に評価実施予定
- 数値目標③：前年度の実績をH25年度以降毎年度末に評価実施予定

b)第三者を加えた評価の実施体制

評価を行う際、第三者である大学等からの学識経験者を加えて評価を行う。

c)評価における地域協議会の意見の反映方法

評価は地域協議会において、第三者である大学等からの学識経験者を加えて行う。

d)評価における地域住民の意見の反映方法

地域協議会による評価を岡山県のホームページで公表し、住民からの意見を活動に反映させる。

iii) 事業全体の概ねのスケジュール

ア) 事業全体のスケジュール

| 事業スケジュール | | | | | | |
|---|-------------------------|--|--------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 事業名 | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
| パ チャ ル・ワン・カン パ ー ト | UTT 共同化 | 第1段階 電力連携 ※電気駆動へ切替等 | ↔ | | ↔ ↔ ↔ | 定修時に切替 ★個別最適完了 |
| | | 第2段階 蒸気・電力連携 ※ホイラー集約化・ 蒸気ハイウェイ等 | | ↔ 現状把握 | ↔ 最適化検討 ▼ 意思決定 | ↔ 工事 |
| | オフガスハイウェイ 水素ハイウェイ | | ↔ 現状把握 | ↔ 最適化検討 ▼ 意思決定 | ↔ 工事 | |
| 水 島 港 | 水島港ハイパー ロジスティックス港湾戦略 | | ↔ | 規制の緩和(関係機関との協議等) | | |
| イ グリ ー ン イ ノ ベ シ ョ ン | グリーンイノベーション コンビナート戦略 | | | 成長産業の集積を重点的に誘導 | | 新規エコ関連製品量産 ★ |

イ) 地域協議会の活動状況

H16年10月、地域協議会の母体となる水島コンビナート競争力強化検討委員会を設立し、H23年6月、法定協議会である「水島コンビナート発展推進協議会」に改組する。H23年6月に協議会へ改組するまでに、検討委員会としては、部会を含め通算44回開催し、競争力強化策を検討、実施した。

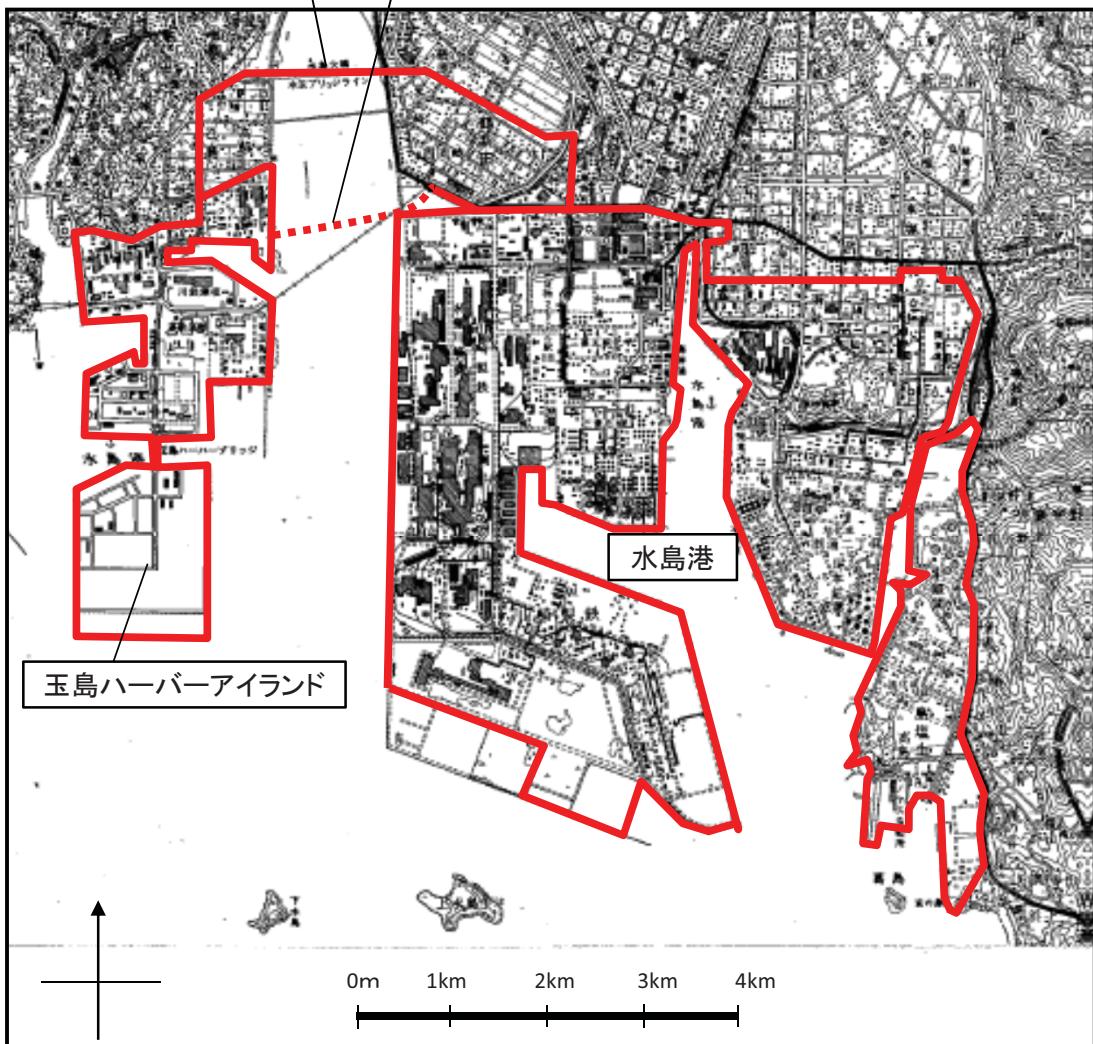
- 構成団体 旭化成ケミカルズ(株)、(株)クラレ、JFEスチール(株)、JX日鉱日石エネルギー(株)、中国電力(株)、三菱化学(株)、三菱ガス化学(株)、三菱自動車工業(株)、岡山県、倉敷市、中国経済産業局
- 設立目的 当初は、構造改革特区申請を行うために設立されたが、その後、国際競争力強化ビジョンの策定(H19年11月)など水島コンビナートの競争力強化を図るために取組全般を活動目的としている。
- 事務局 岡山県、倉敷市

<H22年度以降の活動状況>

- H22.6.30 総合特区検討WG(水島コンビナート競争力強化検討委員会に総合特区検討WGを設置)
- H22.7.1 構成団体の(株)ジャパンエナジーと新日本石油精製(株)が、JX日鉱日石エネルギー(株)に統合。(現行の8社・3行政機関の構成となる)
- H22.9.2 総合特区検討WG
- H22.9.10 総務・企画部会(総合特区制度創設に係るアイデア募集への応募について協議)
- H22.10.19 総合特区検討WG
- H22.11.1 総合特区検討WG
- H22.11.15 総合特区検討WG
- H22.11.26 競争力強化検討委員会(特区申請に向けた今後の取組を協議)

H22. 12. 6 総合特区検討WG
H22. 12. 16 総合特区検討WG
H23. 1. 27 総合特区検討WG
H23. 2. 15 総合特区検討WG
H23. 2. 28 総合特区検討WG
H23. 3. 15 総務・企画部会(WGでの検討内容、地域協議会設置について協議)
H23. 3. 30 競争力強化検討委員会（特区申請内容、地域協議会設置について協議）
H23. 5. 6 総合特区検討WG
H23. 5. 17 総合特区検討WG
H23. 6. 6 競争力強化検討委員会（水島コンビナート競争力強化検討委員会を「水島コンビナート発展推進協議会」に改称し、総合特区法に規定する地域協議会として位置づけることを決議）
H23. 6. 7 総合特区検討WG
H23. 6. 10 総合特区検討WG
H23. 7. 19 総合特区検討WG
H23. 7. 28 総合特区検討WG
H23. 8. 8 総合特区検討WG
H23. 8. 19 総合特区検討WG
H23. 8. 26 水島コンビナート発展推進協議会開催(第1回地域協議会と位置づけ)
H23. 8. 30 総合特区検討WG
H23. 9. 1 総合特区検討WG
H23. 9. 13 総合特区検討WG
H23. 9. 17 総合特区検討WG
H23. 9. 26 水島コンビナート発展推進協議会開催(第2回地域協議会)

別添5 縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図



(別添6)

地域活性化総合特別区域の指定申請に伴う新たな規制の特例措置等の提案書

平成23年9月28日

内閣総理大臣 野田 佳彦 殿

岡山県知事 石井 正弘

総合特別区域法第33条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域の指定申請に伴い、新たな規制の特例措置その他の特別の措置として、別紙提案書の通り提案します。

規制の特例措置等の提案書

1 提案団体名

岡山県

2 提案内容

別表のとおり

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名:岡山県

| 提案事項 管理番号 ※事務局 入力欄 | 提案事項名 | 現行の規制・制度の 概要と問題点 | 改善提案の 具体的な内容 | 提案理由 | 政策課題・解決策との関係 | | 根拠法令等 | 現行の規制・ 制度の所管・ 関係官庁 | 区分 | | | | |
|-----------------------------|---------------------|---|--|--|---|--|---|--------------------------|----|----|----|----|-----|
| | | | | | 政策課題 | 解決策 | | | 規制 | 税制 | 財政 | 金融 | その他 |
| | ガス事業法の特定 供給要件の緩和 | <p>【ポイント】 各企業の製造過程において発生するオフガス(※)やオフガスから製造した水素等(以下オフガスという)を相互融通できれば、更なるコスト縮減と効率的な生産が可能となる。</p> <p>【現状】 申請区域は、一般ガス事業者が既にガス供給を行っている区域とそれ以外の区域にまたがっており、それぞれガス供給に係る法規制が異なっている。 前者の区域内においてオフガスの企業間相互融通を行う場合、ガス事業法に基づく一般ガス事業の許可を受ける必要がある。 ただし、法第2条第7項で定める密接な関係を有する者に対しては法第37条の7の4に規定する特定供給として実施が可能である。 また、後者の区域(一般ガス事業者の供給区域外)においては、オフガスの供給規模に応じてガス事業法第37条の9に基づく、大口ガス事業としての届出が必要となり、熱量等の測定義務、ガスの成分の検査義務等が課されている。 これについても、同様に密接な関係を有する者については、これらの規制がかからない扱いが認められている。(法第38条に基づく準用事業)</p> <p>【問題点】 密接な関係を有する者は、同法施行規則第4条第1項において「生産工程、資本関係、人的関係等におけるもの」と限定され、企業間の供給契約ではこれに該当しないとされているため、企業間のオフガス融通が困難となっている。</p> <p>※オフガス:製品の製造過程で発生する水素、メタン、エタンなどを含む副生ガス。</p> | <p>一般ガス事業者の供給区域内において、下記の代替措置等の実施を条件に企業間で行うガス融通事業者を省令で定める密接な関係を有する者としてみなし、特定供給としての融通を可能としていただきたい。</p> <p>また、一般ガス事業者の供給区域外においても、下記の代替措置等を実施することを条件に、融通事業者を省令で定める密接な関係を有する者としてみなすことで準用事業としての融通を可能としていただきたい。</p> <p>【代替措置等】 融通企業同士が契約に基づき責任を明確にした上でオフガス融通事業を行う。</p> | <p>規制緩和措置により、一般ガス事業者の供給区域内外に立地する連携企業に対して、特定供給又は準用事業としてのオフガスの供給を可能にし、届出事項の簡素化や各種義務の軽減等、企業負担の少ない形で実施することで、生産性を高めるため。</p> | <p>○高効率・省資源型コンビナートの構築 海外新鋭コンビナートの生産本格化、内需減少、円高等に打ち勝ち、新興国の成長市場を獲得するため、水島コンビナートのインフラを他国コンビナートと遜色ない高効率なものに整備する競争力強化が必要である。</p> | <p>○オフガスハイウェイ・水素ハイウェイ広域整備事業 企業間でガスを融通可能とすることで、オフガス等の燃料利用の最適化を図る。</p> | <p>ガス事業法第2条第7項 第37条の7の4 第38条 ガス事業法施行規則第4条</p> | <p>経済産業省</p> | ○ | | | | |

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名：岡山県

| 提案事項 管理番号 ※事務局 入力欄 | 提案事項名 | 現行の規制・制度の 概要と問題点 | 改善提案の 具体的な内容 | 提案理由 | 政策課題・解決策との関係 | | 根拠法令等 | 現行の規制・ 制度の所管・ 関係官庁 | 区分 | | | | | |
|-----------------------------|-------------------|---|---|--|---|---|-------|-------------------------------|-------|----|----|----|-----|--|
| | | | | | 政策課題 | 解決策 | | | 規制 | 税制 | 財政 | 金融 | その他 | |
| | 電気事業法の特定供給許可要件の緩和 | <p>【ポイント】 各企業が自家発電した余剰電力を相互に融通する(ユーティリティ共同化モデル整備事業)ことが可能となれば、更なるコスト縮減が見込まれ、効率的な生産が可能となる。</p> <p>【現状】 企業間で電力融通を行ううとした場合、法第17条の特定供給の許可を受けなければならないが、当該許可には、電力の供給者が需要者と密接な関係を有することなどの要件があるため、資本関係等がない場合は、電力供給を行う組合を設立する必要がある。</p> <p>【問題点】 全てが新規に立地する企業であれば組合を設立し、共同の自家発電設備を整備することも可能だが、既存企業の場合は、各企業の発電設備部分のみを切り離して組合が保有・管理することが困難であるなど組合設立には諸問題があることから、共同化の取組は進んでいない。</p> | <p>ユーティリティの効率化を共同で行い、自家発電した余剰電力を相互に融通する事業者を、下記の代替措置等の実施を条件に、電気事業法第17条第3項の密接な関係を有する者としてみなし、電気事業法第17条の特定供給を認めていただたい。</p> <p>【代替措置等】 電力の融通を行う企業同士が、契約に基づき責任を明確にした上で事業を実施する。</p> | <p>規制緩和措置により、コンビナート立地企業が連携してコスト縮減の取組を行えるようにするため。</p> | <p>○高効率・省資源型コンビナートの構築 海外新鋭コンビナートの生産本格化、内需減少、円高等に打ち勝ち、新興国の成長市場を獲得するため、水島コンビナートのインフラを他国コンビナートと遜色ない高効率なものに整備する競争力強化が必要である。</p> | <p>○ユーティリティ共同化モデル整備事業 企業間で電気を融通可能とすることで省エネ・省コストを図る。</p> | | 電気事業法第17条第3項 電気事業法施行規則第21条 | 経済産業省 | ○ | | | | |

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名：岡山県

| 提案事項 管理番号 ※事務局 入力欄 | 提案事項名 | 現行の規制・制度の 概要と問題点 | 改善提案の 具体的な内容 | 提案理由 | 政策課題・解決策との関係 | | 根拠法令等 | 現行の規制・ 制度の所管・ 関係官庁 | 区分 | | | | | |
|-----------------------------|------------------------------|---|---|---|---|--|-------|---------------------------------------|----------------------|---------|----|----|-----|--|
| | | | | | 政策課題 | 解決策 | | | 規制 | 税制 | 財政 | 金融 | その他 | |
| | 消防法の移送取扱所に係る事業所敷地内部分の配管基準の緩和 | <p>【ポイント】 ユーティリティ共同化モデル整備事業により余剰となる重油等を既設配管を活用して効率的に事業所間をつなぎ、融通できれば、原燃料利用の最適化が可能となり、更なるコスト削減が見込まれる。</p> <p>【現状】 危険物を移送する配管は、事業所敷地内にとどまる場合を除き、「移送取扱所」として定義され、当該配管は事業所敷地内部分についても事業所敷地内の配管基準（政令第9条第1項第21号）よりも厳しい配管基準（政令第18条の2）が適用される。</p> <p>【問題点】 企業間で重油等を融通するため、事業所敷地内の既設配管を活用して接続しようとした場合、既設の配管部分も移送取扱所としての配管基準（政令第18条の2）を満たすように改造しなければならず、既存設備の効率的活用を妨げている。</p> | <p>下記の代替措置等の実施を条件に、企業間で重油等を融通する配管について、事業所敷地内部分に限って配管基準を事業所敷地内の配管基準と同じ政令第9条第1項第21号まで緩和していただきたい。</p> <p>【代替措置等】 安全性を担保するため、接続する既設配管側の移送ポンプの安全設備を移送取扱所並みとするなどの安全措置を講じる。</p> | <p>規制緩和措置により、事業所内の既設配管を活用できるようにする上で、連携企業間で効率的に原燃料等を融通可能にするため。</p> | <p>○高効率・省資源型コンビナートの構築 海外新鋭コンビナートの生産本格化、内需減少、円高等に打ち勝ち、新興国の成長市場を獲得するため、水島コンビナートのインフラを他国コンビナートと遜色ない高効率なものに整備する競争力強化が必要である。</p> | <p>○ユーティリティ共同化モデル整備事業により、従来ボイラー燃料として利用していたオフガスとともに重油も余剰となるため、工場間を配管でつなぐことで燃料利用の最適化を図る。</p> | | 危険物の規制に関する政令第3条第1項第3号第9条第1項第21号第18条の2 | 危険物の規制に関する規則第28条の2の8 | 総務省、消防庁 | ○ | | | |

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名：岡山県

| 提案事項 管理番号 ※事務局 入力欄 | 提案事項名 | 現行の規制・制度の 概要と問題点 | 改善提案の 具体的な内容 | 提案理由 | 政策課題・解決策との関係 | | 根拠法令等 | 現行の規制・ 制度の所管・ 関係官庁 | 区分 | | | | |
|-----------------------------|--|---|---|--------------------------------------|---|--|--|--------------------------|----|----|----|----|-----|
| | | | | | 政策課題 | 解決策 | | | 規制 | 税制 | 財政 | 金融 | その他 |
| | エネルギーの使用の合理化に関する法律のエネルギー使用量等報告に係る共同省エネルギー事業の省エネ効果を各企業単位で反映できる制度の導入 | <p>【ポイント】 各企業間でオフガス等の融通を行うことにより、コンビナート全体での省エネルギー化が進むことが見込まれるが、これらの省エネの取組を国への報告において適切に反映（問題点参照）することができれば、各企業にとって更なる省エネのインセンティブが働くことが期待され、省エネ型の次世代コンビナート形成に資すると考えられる。</p> <p>【現状】 エネルギー使用の合理化に関する法律に基づき、エネルギーの大量使用事業者は、毎年度、国に対して自らのエネルギー使用量等を報告し、中長期的に見て年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減を図らなくてはならないとされている。</p> <p>【問題点】 企業間でオフガス等や電力融通を行うことにより、コンビナート全体ではエネルギー使用量が減少する（共同省エネルギー）ことが見込まれるが、同法施行規則における当該報告様式では、コンビナート全体で達成する省エネルギー効果を各企業のエネルギー使用量から控除して報告することが認められず、省エネルギー化の阻害要因となっている。</p> | 定期報告書に記載するエネルギー使用量から、各企業の共同省エネルギー量を控除できるように報告書の様式を改正していただきたい。 | 規制緩和措置により、企業間連携による省エネルギーへの取組を促進するため。 | <ul style="list-style-type: none"> ○高効率・省資源型コンビナートの構築 海外新鋭コンビナートの生産本格化、内需減少、円高等に打ち勝ち、新興国の成長市場を獲得するため、水島コンビナートのインフラを他国コンビナートと遜色ない高効率なものに整備する競争力強化が必要である。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ユーティリティ共同化モデル整備事業 ○オフガスハイウェイ・水素ハイウェイ広域整備事業 企業間連携による省エネルギー効果を国へ提出する報告に適切に反映させることで、省エネルギーへの取組を促進する。 | エネルギーの使用的の合理化に関する法律第15条 エネルギーの使用的の合理化に関する法律施行規則第18条 第18条の2 | 経済産業省 | ○ | | | | |

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名：岡山県

| 提案事項 管理番号 ※事務局 入力欄 | 提案事項名 | 現行の規制・制度の 概要と問題点 | 改善提案の 具体的な内容 | 提案理由 | 政策課題・解決策との関係 | | 根拠法令等 | 現行の規制・ 制度の所管・ 関係官庁 | 区分 | | | | |
|-----------------------------|--|--|--|--|---|--|-----------|--------------------------|----|----|----|----|-----|
| | | | | | 政策課題 | 解決策 | | | 規制 | 税制 | 財政 | 金融 | その他 |
| | 地球温暖化対策の推進に関する法律の温室効果ガス算定排出量報告に係る連携事業による温室効果ガス算定排出量を各企業単位で反映できる制度の導入 | <p>【ポイント】 各企業間でオフガス等の融通を行うことにより、省エネルギー化が進み、コンビナート全体でCO₂排出量が減少することが見込まれるが、この効果を国への報告において適切に反映（問題点参照）することができれば、各企業にとって更なる環境配慮のインセンティブが働くことが期待され、環境配慮型の次世代コンビナート形成に資すると考えられる。</p> <p>【現状】 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、大量の温室効果ガス排出事業者は、毎年度、国に対して自らの温室効果ガス算定排出量を報告しなければならないとされている。</p> <p>【問題点】 企業間でオフガス等の融通を行うことにより、各企業のエネルギー使用量が減少し（共同省エネルギー）、結果としてコンビナート全体で温室効果ガスの排出低減が見込まれるが、同法の報告ではこれらの排出低減を関係企業の排出量に反映することが認められておらず、環境配慮型のコンビナート形成の阻害要因となっている。</p> | オフガス等や電力融通によって減少したエネルギー使用量に見合う温室効果ガス排出削減量を各企業間で融通可能とし、コンビナート全体での温室効果ガスの削減効果を各企業の報告に適切に反映できる仕組みとしていただきたい。 | 規制緩和措置により、コンビナート全体として温室効果ガス排出量削減効果のある取組を企業間連携によって促進するため。 | <ul style="list-style-type: none"> ○高効率・省資源型コンビナートの構築 ○ユーティリティ共同化モデル整備事業 ○オフガスハイウェイ・水素ハイウェイ広域整備事業 企業間連携による温室効果ガス排出量削減効果を国へ提出する報告に適切に反映させることで、温室効果ガス排出量削減効果のある取組を促進する。 | 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の2 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第6条 | 環境省、経済産業省 | ○ | | | | | |

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名：岡山県

| 提案事項 管理番号 ※事務局 入力欄 | 提案事項名 | 現行の規制・制度の 概要と問題点 | 改善提案の 具体的な内容 | 提案理由 | 政策課題・解決策との関係 | | 根拠法令等 | 現行の規制・ 制度の所管・ 関係官庁 | 区分 | | | | |
|--|---|--|---|---|--|--|---|--------------------------|----|----|----|----|-----|
| | | | | | 政策課題 | 解決策 | | | 規制 | 税制 | 財政 | 金融 | その他 |
| 石油コンビナート等 災害防止法の連携 事業を実施する際 のレイアウト規制の 緩和 | 【ポイント】 レイアウト規制の緩和による敷地の効率的活用と施設のリニューアル等の促進 【現状】 石油コンビナート等災害防止法に基づき、製造施設地区等の外周の全てが防災活動の用に供することのできるような通路(特定通路)に接することや、外周から3m又は5mの空地(セットバックエリア)を設ける必要がある。(いわゆるレイアウト規制) 水島コンビナートの施設の多くが、同法制定以前に建設されたものであるため、現状の施設配置は当該レイアウト規制を満たしていない状態となっている。 【問題点】 施設整備を行う際には、改めてレイアウト規制を満たす必要があるが、これには既存設備の配置を変更する必要が生じるため、柔軟な施設のリニューアルや事業転換の支障となっている。 | 連携事業を実施する隣接した事業所間では、下記の代替措置等の実施を条件に特定通路などのレイアウト規制を緩和していただきたい。 【代替措置等】 敷地境界部分において、柵・フェンス等をなくし、自由に往来できるようにすることで消火活動等に不備が生じないようなエリアを確保する。 | 規制緩和措置により、企業が連携して敷地の有効活用と安全性の両立のもとに、柔軟な施設のリニューアル等を行うため。 | ○高効率・省資源型コンビナートの構築 海外新鋭コンビナートの生産本格化、内需減少、円高等に打ち勝ち、新興国の成長市場を獲得するため、水島コンビナートのインフラを他国コンビナートと遜色ない高効率なものに整備する競争力強化が必要である。 | ○ユーティリティ共同化モデル整備事業 ○オフガスハイウェイ・水素ハイウェイ広域整備事業 企業が蒸気ハイウェイやオフガスハイウェイ・水素ハイウェイを整備する際に、安全が担保される範囲内で施設配置の効率化を図る。 | 石油コンビナート等災害防止法第5条 第7条 石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令第10条 | 石油コンビナート等災害防止法第5条 第7条 石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令第10条 総務省、消防庁、経済産業省 | ○ | | | | | |

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名：岡山県

| 提案事項 管理番号 ※事務局 入力欄 | 提案事項名 | 現行の規制・制度の 概要と問題点 | 改善提案の 具体的な内容 | 提案理由 | 政策課題・解決策との関係 | | 根拠法令等 | 現行の規制・ 制度の所管・ 関係官庁 | 区分 | | | |
|------------------------------------|---|---|------------------------------------|---|---|--------------------------------|-------|--------------------------|----|----|----|----|
| | | | | | 政策課題 | 解決策 | | | 規制 | 税制 | 財政 | 金融 |
| 高圧ガス保安法の認定を受けた企業が行う配管系変更工事の届出制への緩和 | 【ポイント】 企業間でオフガス等の融通を行う場合に必要となるパイプラインの変更工事について、迅速な手続きが可能となれば、より円滑に融通環境が整い、異なるコスト縮減が見込まれる。 【現状】 申請区域内でオフガス等融通を行なう事業者は、高圧ガス保安法上、第1種製造者となり、その製造設備について変更の工事を行なう場合、知事の許可を得た上で、完了時に完成検査を受けなければならない。ただし、軽微な変更工事については、完成後の届出で足りるとされている。 一方で、高圧ガス製造事業者(第1種製造者)が、認定完成検査実施者である場合は、自ら完成検査を行い、その記録を知事に届けることにより、知事の完成検査を受けなくてよいとされている。 【問題点】 完成検査の能力があると認められている者(認定完成検査実施者)が行う、安全の担保が比較的容易な配管系の変更工事にあっても、許可が必要とされ、工事実施に時間を要しており、柔軟な施設変更の障害となっている。 ※認定完成検査実施者とは… 本来、県が行う完成検査を自ら行なうことができる者として、経済産業大臣が認定した者 | 認定完成検査実施者が行う工事のうち、他の施設に比べ、安全の担保が容易である配管系変更工事に限り、軽微な変更と同様に知事への届出へ緩和していただきたい。 | 規制緩和措置により、迅速に配管系変更工事を実施できるようにするため。 | ○高効率・省資源型コンビナートの構築 海外新鋭コンビナートの生産本格化、内需減少、円高等に打ち勝ち、新興国の成長市場を獲得するため、水島コンビナートのインフラを他国コンビナートと遜色ない高効率なものに整備する競争力強化が必要である。 | ○オフガスハイウェイ・水素ハイウェイ広域整備事業 既設配管等を活用してパイプライン網を効率的に整備することで、原燃料等の利用の最適化を図る。 | 高圧ガス保安法第14条 コンビナート等保安規則第14条 | 経済産業省 | ○ | | | | |

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名：岡山県

| 提案事項 管理番号 ※事務局 入力欄 | 提案事項名 | 現行の規制・制度の 概要と問題点 | 改善提案の 具体的な内容 | 提案理由 | 政策課題・解決策との関係 | | 根拠法令等 | 現行の規制・ 制度の所管・ 関係官庁 | 区分 | | | |
|---|--|--|---|---|--|--|--|--------------------------|----|----|----|----|
| | | | | | 政策課題 | 解決策 | | | 規制 | 税制 | 財政 | 金融 |
| 高圧ガス保安法の 保安検査の認定期 度に係る高圧ガス 製造施設休止届を 提出した際の認定 取り消しの免除 | 【ポイント】 高圧ガス製造施設の運転再開 時の保安検査の合理化 【現状】 高圧ガス製造事業者は、年に1 回、施設を停止して知事の保安検 査を受ける必要がある。(なお、施 設を一定期間停止する場合、施 設休止届を提出することで、施設 を再開するまで保安検査が不要 とされている。) これに対し、法第35条第2号で 経済産業大臣から認定を受けた 者(認定保安検査実施者)であれば、 知事の保安検査に代えて、認 定施設の稼働期間中に自主検査 を行うことが認められている。 しかしながら、当該認定は、施 設の休止届出を提出した場合、取 り消されることとされている。(認 定検査実施者調査マニュアル) 【問題点】 事業者は、生産調整等で施設を 停止している状態にあっても、自 社検査を継続するため、運転中 保安検査の実施のためだけに施 設を稼働させており、コスト増要 因となっている。 | 下記の代替措置等の実施 を条件に、施設の運転再開 時に認定保安検査実施者 が保安検査を自主検査とし て行えるように、休止届を提 出した際の当該施設の認定 取り消しを免除していただき たい。 【代替措置等】 休止施設の保存状況の届 出事項の明確化 | 規制緩和措置 により、休止中の 設備を運転中保 安検査の実施の ためだけに運転 を再開するなど の労力・コスト等 を無くすため。 | ○高効率・省資源型コ ンビナートの構築 海外新鋭コンビナ ートの生産本格化、内需 減少、円高等に打ち 勝ち、新興国の成長 市場を獲得するため、 水島コンビナートのイ ンフラを他国コンビ ナートと遜色ない高効 率なものに整備する 競争力強化が必要で ある。 | ○オフガスハイウェイ・ 水素ハイウェイ広域整 備事業 オフガスから水素を 製造する施設等の保 安方法を改善し、事 業環境の向上を図ること で、高効率・省資源型 コンビナートの構築を 目指す。 | 高压ガス保安法 第35条 一般ガス高压ガ ス保安規則第79 条 コンビナート等保 安規則第34条 | 高压ガス保安法 第35条 一般ガス高压ガ ス保安規則第79 条 コンビナート等保 安規則第34条 | 経済産業省 | ○ | | | |

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名:岡山県

| 提案事項 管理番号 ※事務局 入力欄 | 提案事項名 | 現行の規制・制度の 概要と問題点 | 改善提案の 具体的な内容 | 提案理由 | 政策課題・解決策との関係 | | 根拠法令等 | 現行の規制・ 制度の所管・ 関係官庁 | 区分 | | | | |
|-----------------------------|---|---|--|--|--|---|---|--------------------------|----------|----|----|----|-----|
| | | | | | 政策課題 | 解決策 | | | 規制 | 税制 | 財政 | 金融 | その他 |
| | 土壤汚染対策法の 土地の形質変更に 係る土壤調査要件 の緩和 | <p>【ポイント】 事業者にとって、迅速な事業開始が可能かどうかが企業立地・事業展開にあたっての重要なファクターとなっている。</p> <p>【現状】 土壤汚染対策法第4条の規定により、一定規模以上(3,000m²)の土地の形質変更を行う場合には、市に届出をする必要がある。また、当該土地に汚染のおそれがある場合、指定調査機関による土壤調査を行い、結果を報告する必要があり、場合によっては6ヶ月程度の調査期間を要する。</p> <p>【問題点】 土壤調査に期間を要し、タイムリーな事業開始が出来ないため、コンビナート内において、プラントの新設が敬遠され、コンビナートの集積効果が発揮されにくくなってしまい、海外へのプラント立地の要因となっている。</p> | <p>水島コンビナートは、住民居住地域と隔離されており、また、形質変更した場所は施設整備によりコンクリートやアスファルトで覆うことで、健康被害が生ずるおそれのない「形質変更時要届出区域」と同等の措置が行われると考えられることから、下記の代替措置等の実施を条件に深さ50cm以上の形質変更についても、届出のみとし、その後の土壤調査を免除していただきたい。</p> <p>【代替措置等】 土地の形質を変更する際には、土壤を事業所区域外に流出しないように土壤飛散防止壁等の設置や仮置き中の土壤を養生シートで覆うなどの安全管理を徹底し、記録写真等を提出する。</p> | <p>規制緩和措置により、激しさを増す国際競争や急速に変化する経済環境に対応するためのタイムリーな事業開始を可能とし、既存立地企業及び新規立地企業による成長産業分野での集積を促進するため。</p> | <p>○コンビナートの持続的発展 企業が、現在の事業・技術の蓄積を生かして成長産業分野にタイムリーに事業展開できる環境整備を行い、西日本一の素材供給拠点としてコンビナートの集積を維持・発展させることが必要である。</p> | <p>○グリーンイノベーションコンビナート戦略 環境・エネルギー関連素材製品の研究開発～実証～量産のマザーワーク化のため、企業が、タイムリーな事業展開が可能となるよう規制緩和を実施する。</p> | <p>土壤汚染対策法 第4条 土壤汚染対策法 施行規則第22条 第25条第1項第1号</p> | <p>環境省</p> | <p>○</p> | | | | |

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名：岡山県

| 提案事項 管理番号 ※事務局 入力欄 | 提案事項名 | 現行の規制・制度の 概要と問題点 | 改善提案の 具体的な内容 | 提案理由 | 政策課題・解決策との関係 | | 根拠法令等 | 現行の規制・ 制度の所管・ 関係官庁 | 区分 | | | | |
|-----------------------------|--|--|--|---|--|--|---|---|----|----|----|----|-----|
| | | | | | 政策課題 | 解決策 | | | 規制 | 税制 | 財政 | 金融 | その他 |
| | 石油コンビナート等 災害防止法のレイ アウト規制に関する 手続きの地方公共 団体への権限移譲 によるワンストップ 化 | <p>【ポイント】 複数の関係行政機関にまたがる手続きのワンストップ化</p> <p>【現状】 石油貯蔵所等を設置し、かつ、高圧ガスを扱う事業所にあっては、その施設の新設・変更について総務大臣及び経済産業大臣への届出等が必要であり、実務上は、消防局及び消防庁、経済産業省と事前相談を行った上で、改めて届出等を同様の手順により行っている。</p> <p>【問題点】 国と地方の行政機関への事前相談や複数大臣への届出など手続きが繁雑で、届出等の受理まで5ヶ月程度の期間を要しており、速やかな施設の新設・変更が妨げられていることから、プラントを海外に立地するケースが発生している。</p> | 地域の実情に精通する地方公共団体による検査確認の実施等を条件に、レイアウト規制に関する権限を地方公共団体へ移譲し、窓口のワンストップ化を図っていただきたい。 | 規制緩和措置により、激しさを増す国際競争や急速に変化する経済環境に対応するためのタイムリーな事業開始を可能とし、既存立地企業及び新規立地企業による成長産業分野での集積を促進するため。 | <p>○コンビナートの持続的発展 企業が、現在の事業・技術の蓄積を生かして成長産業分野にタイムリーに事業展開できる環境整備を行い、西日本一の素材供給拠点としてコンビナートの集積を維持・発展させることが必要である。</p> | <p>○グリーンイノベーションコンビナート戦略 環境・エネルギー関連素材製品の研究開発～実証～量産のマザーワーク場化のため、企業が、タイムリーな事業展開が可能となるよう規制緩和を実施する。</p> | 石油コンビナート等災害防止法第5条 第7条 石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令第5条 | 石油コンビナート等災害防止法第5条 第7条 石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令第5条 | ○ | | | | |

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名：岡山県

| 提案事項 管理番号 ※事務局 入力欄 | 提案事項名 | 現行の規制・制度の 概要と問題点 | 改善提案の 具体的な内容 | 提案理由 | 政策課題・解決策との関係 | | 根拠法令等 | 現行の規制・ 制度の所管・ 関係官庁 | 区分 | | | | |
|-----------------------------|-------------------|--|---|--|--|--|---|--------------------------|----|----|----|----|-----|
| | | | | | 政策課題 | 解決策 | | | 規制 | 税制 | 財政 | 金融 | その他 |
| | 設備投資等に対する法人税の特別償却 | アジア有数の競争力を持つコンビナートを実現するため、新たな施設整備を進める必要があるが、各省の補助制度を活用したとしても企業が負担する費用は高額になることから、財政支援に加えて税制上の特例措置を行い、投資を促進する必要がある。 (ユーティリティ共同化モデル整備事業の第1段階においては約50億円の事業費を想定) | 法人税の特別償却を認めていただき、投資初期の減価償却費を大きくして、早期償却を行うことにより、損金算入時期を早め、法人税の支払いを繰り延べさせていただきたい。 | 特例措置により、企業の設備投資を促進し、短期間で特区構想の実現を図るために。 | <ul style="list-style-type: none"> ○高効率・省資源型コンビナートの構築 ○海外新鋭コンビナートの生産本格化、内需減少、円高等に打ち勝ち、新興国の成長市場を獲得するため、水島コンビナートのインフラを他国コンビナートと遜色ない高効率なものに整備する競争力強化が必要である。 ○コンビナートの持続的発展 ○グリーンイノベーションコンビナート戦略 <p>企業が、現在の事業・技術の蓄積を生かして成長産業分野にタイムリーに事業展開できる環境整備を行い、西日本一の素材供給拠点としてコンビナートの集積を維持・発展させることが必要である。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ユーティリティ共同化モデル整備事業 ○オフガスハイウェイ・水素ハイウェイ広域整備事業 ○連携事業を円滑に実施し、立地企業が高度に連携したバーチャル・ワン・カンパニーを実現することで、他のコンビナートと遜色のない高効率・省資源型コンビナートを構築する。 ○成長市場である環境・エネルギー分野の集積を図り、国内重要製造拠点(マザー工場)の形成を目指す。 | 租税特別措置法 第三章 法人税法の特例 第一節の二 特別税額控除及び減価償却の特例 | 財務省 | ○ | | | | |

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名：岡山県

| 提案事項 管理番号 ※事務局 入力欄 | 提案事項名 | 現行の規制・制度の 概要と問題点 | 改善提案の 具体的な内容 | 提案理由 | 政策課題・解決策との関係 | | 根拠法令等 | 現行の規制・ 制度の所管・ 関係官庁 | 区分 | | | | |
|-----------------------------|------------------|---|--|---|---|--|-------------------------------|--------------------------|----|----|----|----|-----|
| | | | | | 政策課題 | 解決策 | | | 規制 | 税制 | 財政 | 金融 | その他 |
| | 施設整備に対する補助金制度の拡充 | <p>【ポイント】 海外では用役設備のインフラ整備について国が何らかの支援をしているところが多いが(中国、シンガポール等)、日本国内のコンビナートは企業主体のため用役共同化は遅れている。</p> <p>【現状】 現行のエネルギー使用合理化事業者支援補助金は、既設の工場、事業場における省エネルギー設備・技術の導入事業であって、省エネルギー効果が高いと見込まれ、費用対効果が優れていると認められるものを対象としており、企業がCO2削減(省エネ)設備を導入する際に効果的な補助金となっている。</p> <p>【問題点】 ユーティリティ共同化モデル整備事業の第2段階やオフガスハイウェイ・水素ハイウェイ広域整備事業といった用役設備の共有化等による設備効率化はCO2の削減につながらないため、補助対象とならない。</p> | <p>エネルギー使用合理化事業者支援補助金の補助対象要件を緩和していただき、申請区域内に限り、用役設備の共有化等による設備効率化にも支援いただきたい。</p> <p><参考> エネルギー使用合理化事業者支援補助金の概要(資源エネルギー庁省エネルギー対策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象 工場、事業所等における先端的な省エネルギー設備・技術の導入事業 ・事業当たりの補助率 単独事業 1/3以内 複数連携事業 1/2以内 | <p>特例措置により、連携事業を円滑に実施するために事業実施主体の負担を軽減するため。</p> | <p>○高効率・省資源型コンビナートの構築 海外新鋭コンビナートの生産本格化、内需減少、円高等に打ち勝ち、新興国の成長市場を獲得するため、水島コンビナートのインフラを他国コンビナートと遜色ない高効率なものに整備する競争力強化が必要である。</p> | <p>○ユーティリティ共同化モデル整備事業 ○オフガスハイウェイ・水素ハイウェイ広域整備事業 財政支援により連携事業を円滑に実施し、立地企業が高度に連携したバーチャル・ワン・カンパニーを実現することで、他国のコンビナートと遜色のない高効率・省資源型コンビナートを構築する。</p> | <p>エネルギー使用合理化事業者支援補助金交付要綱</p> | <p>経済産業省、資源エネルギー庁</p> | | | | ○ | |

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名：岡山県

| 提案事項 管理番号 ※事務局 入力欄 | 提案事項名 | 現行の規制・制度の 概要と問題点 | 改善提案の 具体的な内容 | 提案理由 | 政策課題・解決策との関係 | | 根拠法令等 | 現行の規制・ 制度の所管・ 関係官庁 | 区分 | | | | |
|-----------------------------|------------------------|--|---|---|--|--|-------|--------------------------|----|----|----|----|-----|
| | | | | | 政策課題 | 解決策 | | | 規制 | 税制 | 財政 | 金融 | その他 |
| | 道路法の特定経路における車両の重量規制の緩和 | <p>【ポイント】 コンビナート内のトレーラ輸送の効率化</p> <p>【現行規制】 道路法第47条に基づき、一定の重量を超える車両は道路通行ができないこととされているが、同法第47条の2において、その荷物の特殊性に鑑みて、車両を通行させようとする者の申請に基づいて、道路管理者が許可した場合は、上記制限重量を超える車両も通行が可能とされている。 これに基づき、現在道路管理者が通行許可できるトレーラの連結総重量は44トンが限度であり、また、軸重は10トンが限度とされているため、積載能力が40トンを超えるトレーラであっても現実に積載可能な重量は29トン弱にとどまっている。</p> <p>【問題点】 1ロット20トン程度の荷の場合、積載能力に余裕が十分あるにもかかわらず2ロット積むことが出来ず、トレーラの稼働台数が増加し、物流コストが増加するだけでなく、道路周辺の環境への負荷も大きい。</p> | <p>コンビナートの発展に必要な物流機能を確保しつつ、環境へも配慮する必要があるため、下記の代替措置等の実施を条件に、特定経路においては重量規制を緩和（総重量62トン、軸重12トン程度）していただきたい。</p> <p>【代替措置等】 事業者が事前に道路構造等の調査を実施し、調査結果に基づき道路管理者が施設の安全性を確認するとともに、必要に応じて道路管理者及び事業者が舗装の維持、修繕等に係る費用の負担等に関する協議する。</p> | <p>規制緩和措置により、トレーラの稼働台数を減らすことで物流効率を改善し、道路周辺への環境への負荷の低減を図るため。</p> | <p>○コンビナートの持続的発展 企業が、現在の事業・技術の蓄積を生かして成長産業分野にタイミングで規制を合理的に運用し、競争力のある事業環境を構築する 安全が担保される範囲で規制を合理的に運用し、競争力のある事業環境を構築することで、成長市場である環境・エネルギー分野の集積を図る。</p> | <p>○グリーンイノベーションコンビナート戦略 道路法第47条第47条の2 車両制限令第3条 道路運送車両の保安基準第4条 道路交通法施行令第22条</p> | | 国土交通省 | ○ | | | | |

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名：岡山県

| 提案事項 管理番号 ※事務局 入力欄 | 提案事項名 | 現行の規制・制度の 概要と問題点 | 改善提案の 具体的な内容 | 提案理由 | 政策課題・解決策との関係 | | 根拠法令等 | 現行の規制・ 制度の所管・ 関係官庁 | 区分 | | | | |
|-----------------------------|---|--|---|---------------------------------|---|--|---|--------------------------|----|----|----|----|-----|
| | | | | | 政策課題 | 解決策 | | | 規制 | 税制 | 財政 | 金融 | その他 |
| | 道路運送車両法の 特定経路における 臨時ナンバープレートの取り付け免除 | <p>【ポイント】 申請区域内で生産した自動車を海外に輸出するため、工場やモーターポールから埠頭までの特定経路において臨時ナンバープレートの取り付けを免除していただきたい。</p> <p>【現状】 水島コンビナートで製造した自動車を工場等から埠頭まで公道を自走で移送する場合、法の規定により、臨時運行許可番号標(ナンバープレート)の交付を受け、車体の前後に付けなければならない。</p> <p>【問題点】 後部のナンバープレートは、強力なマグネットで車体に取り付けているため、取り外し時に車体を傷つけることがある。(多いときは3~4台/月)また、臨時運行許可番号標を陸運事務所から交付を受ける必要があるため、許可証交付手数料などの経費が必要となっている。</p> | <p>下記の代替措置等の実施を条件に、工場から埠頭までの特定経路において臨時ナンバープレートの取り付けを免除していただきたい。</p> <p>【代替措置等】 埠頭までの完成車輸送作業中であることが分かるようにワッペン等を車両又は運転者に取り付け、表示する。</p> | <p>規制緩和措置により、輸送コストの削減を図るため。</p> | <p>○コンビナートの持続的発展 企業が、現在の事業・技術の蓄積を生かして成長産業分野にタイミングで規制を合理的に運用し、競争力のある事業環境を構築することで、成長市場である環境・エネルギー分野の集積を図る。</p> | <p>○グリーンイノベーションコンビナート戦略 安全が担保される範囲で規制を合理的に運用し、競争力のある事業環境を構築することで、成長市場である環境・エネルギー分野の集積を図る。</p> | <p>道路運送車両法 第34条 第35条 第36条 道路運送車両法 施行規則第24条</p> | <p>国土交通省</p> | ○ | | | | |

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名：岡山県

| 提案事項 管理番号 ※事務局 入力欄 | 提案事項名 | 現行の規制・制度の 概要と問題点 | 改善提案の 具体的な内容 | 提案理由 | 政策課題・解決策との関係 | | 根拠法令等 | 現行の規制・ 制度の所管・ 関係官庁 | 区分 | | | | |
|-----------------------------|-----------------------------------|---|---|--|---|--|--|--------------------------|----|----|----|----|-----|
| | | | | | 政策課題 | 解決策 | | | 規制 | 税制 | 財政 | 金融 | その他 |
| | 港則法及び関税法による水島港に寄港する船舶の锚泊地の利用基準の緩和 | <p>【ポイント】 バース待ちのために輸送コストが割高となっている。</p> <p>【現状】 ○指定锚地 水島港の港域内にある指定锚地は最大で「全長120m、喫水8m以下」の船舶しか利用出来ない。 ○検疫锚地 上記基準を上回る船舶はバース待ちであれば、港域外の「検疫锚地」を使用出来るが「全長200m未満、重量5万t以下」という制限がある。 なお、当地は「不開港」扱いの区域であり、関税法で外国貿易船の入港が制限されている。</p> <p>【問題点】 指定锚地、検疫锚地も利用出来ない船舶は、バース待ちのために水島港から離れた場所で锚泊する必要があり、そのために輸送コストが増大している。</p> | <p>下記の代替措置等の実施を条件に、各锚地の利用基準を緩和し、锚泊可能船舶を拡大するとともに、不開港である検疫锚地へ入港できる許可基準を緩和(不開港入港手数料の免除)することで、锚泊しやすい環境を整備していただきたい。</p> <p>【代替措置等】 锚地内での低速航行による接触事故防止策等、安全対策を徹底する。</p> | <p>規制緩和措置により、輸送コストの低減を実現し、競争力の向上を図るため。</p> | <p>○水島港の物流機能強化 濑戸内海に面した水島港は、外洋に面した港と比べ、船舶の航行や停泊に対する制約が多く輸入コストが割高になるため、輸送効率の改善が必要である。</p> | <p>○水島港ハイパークロジスティックス港湾戦略 バルク戦略港湾事業によるインフラ整備と規制の特例措置により、水島コンビナートを支える水島港の物流機能をハード・ソフト両面から向上させ、利便性を最大限に引き上げ、輸送効率を改善する。</p> | 港則法第5条 関税法第20条 関税法基本通達20-1 検疫法第8条第1項第4号 税関関係手数料令第1条 水島港における锚泊基準 水先引受基準 | 国土交通省、海上保安庁、厚生労働省、財務省 | ○ | | | | |

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名：岡山県

| 提案事項 管理番号 ※事務局 入力欄 | 提案事項名 | 現行の規制・制度の 概要と問題点 | 改善提案の 具体的な内容 | 提案理由 | 政策課題・解決策との関係 | | 根拠法令等 | 現行の規制・ 制度の所管・ 関係官庁 | 区分 | | | | |
|-----------------------------|--|---|--|-------------------------------------|--|---|--|--------------------------|----|----|----|----|-----|
| | | | | | 政策課題 | 解決策 | | | 規制 | 税制 | 財政 | 金融 | その他 |
| | とん税法及び特別とん税法の水島港に寄港する船舶の再入港時のとん税及び特別とん税の非課税要件の緩和 | <p>【ポイント】 錨泊地の制限があるため、再入港時の非課税要件を満たせないことがある。</p> <p>【現状】 とん税法及び特別とん税法に基づき、水島港において2ヶ所で荷役をする場合、バース待ちのため港外に待機することがあるが、再入港時の非課税措置は24時間以内の入港に限るとされている。 このため、24時間を経過してから再入港し荷役する場合、とん税及び特別とん税が再度課税される。</p> <p>【問題点】 水島港付近は大型船の錨泊地が不足していることから、水島港から遠く離れた場所で待機する場合、24時間以内に再入港することが困難な場合もあり、輸送コストの増大となっている。</p> | 再入港時のとん税及び特別とん税の非課税要件を緩和していただきたい。(港外での待機猶予時間(24時間)の延長) | 規制緩和措置により、輸送コストの低減を実現し、競争力の向上を図るため。 | <p>○水島港の物流機能強化 瀬戸内海に面した水島港は、外洋に面した港と比べ、船舶の航行や停泊に対する制約が多く輸入コストが割高になるため、輸送効率の改善が必要である。</p> | <p>○水島港ハイパー・ロジスティックス港湾戦略 バルク戦略港湾事業によるインフラ整備と規制の特例措置により、水島コンビナートを支える水島港の物流機能をハード・ソフト両面から向上させ、利便性を最大限に引き上げ、輸送効率を改善する。</p> | とん税法第1条 第7条 特別とん税法第1条 第6条 | 財務省 | ○ | | | | |

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名：岡山県

| 提案事項 管理番号 ※事務局 入力欄 | 提案事項名 | 現行の規制・制度の 概要と問題点 | 改善提案の 具体的な内容 | 提案理由 | 政策課題・解決策との関係 | | 根拠法令等 | 現行の規制・ 制度の所管・ 関係官庁 | 区分 | | | | |
|-----------------------------|----------------------------------|---|--|-------------------------------------|--|---|---|--------------------------|----|----|----|----|-----|
| | | | | | 政策課題 | 解決策 | | | 規制 | 税制 | 財政 | 金融 | その他 |
| | 海上交通安全法による備讃瀬戸航路の船舶に対する航路航行制限の緩和 | <p>【ポイント】こませ網漁時の海上物流の円滑化</p> <p>【現状】海上交通安全法第4条にて長さが50m以上の船舶は、航路に沿って航行することが義務付けられている。</p> <p>【問題点】備讃瀬戸航路においては、こませ網漁により、航路が閉塞されることがあり、こませ網漁時期にはバルク船等の滞船が発生することがある。</p> | 錨泊とはみなされないこませ網漁を回避し、漁業者と通航船舶の双方の安全が確保される場合に限り、備讃瀬戸航路を航行する船舶について、一時的な航路外への航行を認めていただきたい。 | 規制緩和措置により、輸送コストの低減を実現し、競争力の向上を図るため。 | ○水島港の物流機能強化 瀬戸内海に面した水島港は、外洋に面した港と比べ、船舶の航行や停泊に対する制約が多く輸入コストが割高になるため、輸送効率の改善が必要である。 | ○水島港ハイパー・ロジスティックス港湾戦略 バルク戦略港湾事業によるインフラ整備と規制の特例措置により、水島コンビナートを支える水島港の物流機能をハード・ソフト両面から向上させ、利便性を最大限に引き上げ、輸送効率を改善する。 | 海上交通安全法第4条 海上交通安全法施行規則第3条 水先法第35条 | 国土交通省、海上保安庁 | ○ | | | | |

別添8 関係地方公共団体の意見の概要

| | |
|----------------------|--|
| 関係地方公共団体名 | 香川県 |
| 当該地方公共団体が関係すると判断する理由 | 海上交通安全法による備讃瀬戸航路を航行する船舶に関する規制を緩和することの影響が大きいと考えられるため |
| 意見を聴いた日 | 平成23年9月28日 |
| 意見聴取の方法 | 文書による意見照会 |
| 意見の概要 | 別紙（文書回答の写し）のとおり |
| 意見に対する対応 | 香川県からの回答書に記載された意見に十分留意し、水島港に限らず、坂出港出入港する船舶など、備讃瀬戸航路を通過するすべての船舶に適用されるよう、備讃瀬戸航路に関する規制緩和を求めていくとともに、岡山・香川両県の漁業関係者をはじめ関係機関・団体等について、海上交通安全法案に対する国会の附帯決議を踏まえた十分な調整を行うこととする。 |

23 政策第 31798 号
平成 23 年 9 月 28 日

岡山県知事 石井 正弘 殿

香川県知事 浜田 恵造

総合特別区域法の指定申請に係る関係地方公共団体への意見聴取について（回答）

平成 23 年 9 月 21 日付け政第 97 号で照会のあったことについては、特段の意見はありません。

なお、当初から申し上げていましたとおり、「海上安全交通法による備讃瀬戸航路の船舶に対する航路航行制限の緩和」については、水島港に限らず、坂出港に出入港する船舶など、備讃瀬戸航路を通過するすべての船舶に適用されるようになるとともに、岡山・香川両県の漁業関係者をはじめ関係機関・団体等については、今後、海上交通安全法案に対する国会の附帯決議を踏まえた十分な調整を行うよう、十分留意していただくようお願いします。

別添9 地域協議会の協議の概要

| | |
|-----------|--|
| 地域協議会の名称 | 水島コンビナート発展推進協議会 |
| 地域協議会の設置日 | 平成23年6月6日 |
| 地域協議会の構成員 | 旭化成ケミカルズ(株)水島製造所 (株)クラレ倉敷事業所 J X 日鉱日石エネルギー(株)水島製油所 J F E スチール(株)西日本製鉄所 中国電力(株)水島発電所 三菱化学(株)水島事業所 三菱ガス化学(株)水島工場 三菱自動車工業(株)水島製作所 岡山県 倉敷市 中国経済産業局 |
| 協議を行った日 | 平成23年8月26日 |
| 協議の方法 | 協議会を開催 |
| 協議会の意見の概要 | 1. ハイパーロジスティックス港湾戦略の現在の評価指標及び数値目標の案について、デリケートな部分でもあるので協議させてもらいたい。(企業) 2. 水島コンビナートと世界のコンビナートと比較した場合、用役コスト、広域パイプライン、規制緩和の部分で劣っている。(企業) |
| 意見に対する対応 | 1. については、意見を踏まえ、再検討することとなった。 2. については、世界のコンビナートと比べて遜色のない水準に整備し、競争力を強化するため、各事業や規制緩和の内容等について改めて各ワーキンググループで検討を行った。 |

| | |
|-----------|---|
| 協議を行った日 | 平成23年9月26日 |
| 協議の方法 | 協議会を開催(関係地方自治体として香川県も出席) |
| 協議会の意見の概要 | 1. 関係地方自治体として参加した香川県から、申請書の内容について、香川県が事前に提示した意見を反映したものになっており、特段問題は無いとの意見があった。 2. 岡山県が示した申請書案で、特区指定申請を提出することについて、全会一致で合意した。 3. 水島のさらなる発展のために各企業が連携して総合特区の指定に向けて協力していきたい。 |
| 意見に対する対応 | 1～3について、特に対応なし。 |

別添10 指定申請書に記載した事業で、併せて提案した規制の特例措置等の適用を見込む事業の一覧（参考資料）

| 事業名 | 適用を見込む規制の特例措置等 | 新たな提案 |
|---|---|---|
| バーチャル・ワン・カンパニー ・ユーティリティ共同化モデル整備事業 ・オフガスハイウェイ水素ハイウェイ広域整備事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ガス事業法の特定供給要件の緩和（規制の特例措置） ・電気事業法の特定供給許可要件の緩和（規制の特例措置） ・消防法の移送取扱所に係る事業所敷地内部分の配管基準の緩和（規制の特例措置） ・省エネ法(※1)のエネルギー使用量等報告に係る共同省エネルギー事業の省エネ効果を各企業単位で反映できる制度の導入（規制の特例措置） ・温暖化対策推進法(※2)の温室効果ガス算定排出量報告に係る連携事業による温室効果ガス算定排出量を各企業単位で反映できる制度の導入（規制の特例措置） ・石炭法(※3)の連携事業を実施する際のレイアウト規制の緩和（規制の特例措置） ・高圧ガス保安法の認定を受けた企業が行う配管系変更工事の届出制への緩和（規制の特例措置） ・高圧ガス保安法の保安検査の認定制度に係る高圧ガス製造施設休止届を提出した際の認定取り消しの免除（規制の特例措置） ・設備投資等に対する法人税の特別償却（税制上の支援措置） ・施設整備に対する補助金制度の拡充（財政上の支援措置） | <input type="radio"/> <input type="radio"/> |
| 水島港ハイパーロジスティックス港湾戦略 | <ul style="list-style-type: none"> ・港則法及び関税法による水島港に寄港する船舶の錨泊地の利用基準の緩和（規制の特例措置） ・とん税法及び特別とん税法の水島港に寄港する船舶の再入港時のとん税及び特別とん税の非課税要件の緩和（規制の特例措置） ・海上交通安全法による備讃瀬戸航路の船舶に対する航路航行制限の緩和（規制の特例措置） | <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> |
| グリーンイノベーションコンビナート戦略 | <ul style="list-style-type: none"> ・土壤汚染対策法の土地の形質変更に係る土壤調査要件の緩和（規制の特例措置） ・石炭法(※3)のレイアウト規制に関する手続きの地方公共団体への権限移譲によるワンストップ化（規制の特例措置） ・道路法の特定経路における車両の重量規制の緩和（規制の特例措置） ・道路運送車両法の特定経路における臨時ナンバープレートの取り付け免除（規制の特例措置） ・設備投資等に対する法人税の特別償却（税制上の支援措置） | <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> |

※1 エネルギーの使用の合理化に関する法律

※2 地球温暖化対策の推進に関する法律

※3 石油コンビナート等災害防止法

別添11 指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望の一覧(参考資料)

●基本事項

| | | | | | | | | |
|--------------|------------------------------|---------|-------|-------------------|------------|------|--------------------|--|
| 地方公共団体に関する情報 | 地方公共団体名 | 岡山県 | 担当部署名 | 岡山県産業労働部 産業振興課 | 担当者名 | 電話番号 | E-Mail | |
| 総合特別区域の名称 | ハイパー＆グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区 | 国際・地域の別 | 地域 | 対象地域 | 水島コンビナート管内 | 計画期間 | 平成24年度～平成28年度(5年間) | |

●国の財政支援を希望する事業

| 事業番号 | 事業名 | 事業内容 | 実施主体 | 所管省庁名 | 国の制度名 | 新規拡充 | 新規・拡充内容 | 総事業費 (単位:千円) | 年度別 事業費(上段)・国費(下段) (単位:千円) | | | | |
|------|--|--|---------------------|-------|-------------------|------|--|-----------------|----------------------------|-----------|-----------|-----|-----|
| | | | | | | | | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
| 1 | ユーティリティ共同化モデル整備事業 (第1段階) | 各工場の低効率な発電設備や低効率なタービン駆動を停止し、電力会社からの電力に切り替え省エネやCO2削減、省コストを図る。 | 水島コンビナート発展推進協議会参画企業 | 経済産業省 | エネルギー使用合理化事業者支援事業 | | | 5,000,000 | | 3,000,000 | 2,000,000 | | |
| | | | | | | | | | 1,700,000 | 1,000,000 | 700,000 | | |
| 2 | ユーティリティ共同化モデル整備事業 (第2段階) オフガスハイウェイ・ 水素ハイウェイ広域 整備事業 | 電力連携により蒸気負荷が低減すると同時にボイラーの稼働率も低下するので、ボイラーの集約化による効率と蒸気、電気の融通を検討する。 各工場の低効率な発電設備や低効率なタービン駆動を停止し、電力会社からの電力に切り替え省エネを図る事で余剰となるオフガス等をコンビナート企業間で有効に活用することを検討する。 | 水島コンビナート発展推進協議会参画企業 | 経済産業省 | エネルギー使用合理化事業者支援事業 | 拡充 | 海外では用役設備のインフラ整備について国が何らかの支援をしているところが多いが(中国、シンガポール等)、日本国内のコンビナートは企業主体のため用役共同化は遅れている。このため、左記の補助金の補助対象要件を緩和していただき、申請区域内に限り、用役設備の共有化等による設備効率化にも支援いただきたい。 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |